

広島県障害者自立支援協議会「療育部会」

平成 29 年度報告書

障害児通所支援事業の質の向上について

平成 30 年 1 月

目 次

はじめに	1
I 障害児通所支援事業の概要と現状	2
II 障害児通所支援事業の質に関する課題	4
III 今後目指すべき障害児通所支援の質の向上の方向性及び方策について	10
IV 障害児通所支援事業の質の向上に係るアンケート調査結果	13
1 障害児通所支援事業の運営状況調査について	13
(1) 調査方法	
(2) アンケート調査の回答状況	
2 事業の概要	13
(1) 定員の状況	
(2) 登録児童数	
(3) 利用児童の利用頻度	
(4) 利用児童の年齢区分	
(5) 職員の人数	
(6) 地域の放課後等デイサービス事業所等連絡会への加入について	
3 家庭支援の状況	17
(1) 保護者支援・情報提供などの実施状況	
(2) 保護者支援等の形態	
(3) 保護者支援等の実施目的	
4 療育方針について	21
(1) 年間療育計画の有無について	
(2) 日々の療育指導案の作成状況について	
(3) 事業所を運営していく上で、重要視していること	
(4) ケアマネジメントについて、主訴を明確に把握する者	
(5) 利用児童の発育状況や発達段階の把握、確認する者	
(6) アセスメント（課題分析）をする者	
(7) ケアプラン（個別支援計画）の作成方法について	

(8) 個別支援計画に基づいて療育指導案を作成する者	
(9) モニタリングをする者	
(10) モニタリングの期間について	
(11) サービス等利用計画の作成状況	
(12) サービス等利用計画の「相談支援専門員」と「セルフプラン」の作成割合	
(13) セルフプランの作成方法について	
 5 他機関、学校との連携について	33
(1) 他機関との連携状況（連携している機関）	
(2) 学校との連携について	
 6 質の向上について	35
(1) 職員のマネジメントについて	
(2) 職場内での情報共有について	
(3) チーム意識について	
(4) 従業者の療育経験について	
(5) 療育技術について	
(6) 児童に対する気配り・配慮について	
(7) 児童の安全確保について	
(8) 原因解明、反省、改善について	
(9) 所内研修の実施状況について	
(10) 所内研修を実施している事業所の所内研修の実施頻度について	
(11) 所内研修を定期的に実施している場合の実施頻度について	
(12) 所内研修の具体的な内容について	
(13) 外部研修への参加状況	
(14) これまで受講した外部研修について	
(15) その他のスキルアップのために取り組んでいること	
(16) 利用児童の将来に向けて、事業所で行っていること	
(17) 職員の能力向上への動機付けや質の高い支援のための環境整備について	
(18) 研修計画を策定している事業所の計画策定の内容	
(19) 事業所を運営していく上で、困っていること	
 7 事業所の運営で、課題と感じている意見	61
(1) 「職員の資質向上」について、課題と感じている意見	
(1) ① 職員のスキルアップのために必要と思われること	
(2) 「人材確保・定着」について、課題と感じている意見	
(3) 「職場環境」について、課題と感じている意見	
(4) 「療育・活動内容」について、課題と感じている意見	
(5) 「保護者支援」について、課題と感じている意見	
(6) 「他機関連携」について、課題と感じている意見	
(6) ② 「他機関連携」の中で「障害児通所支援事業所が、学校と連携したいと思っていることの内容」	
(7) 「設備・環境」について、課題と感じている意見	
(8) 「制度」について、課題と感じている意見	

8 障害児通所支援事業所及び事業所連絡会等の取組事例について 74
(1) 児童発達支援センターの地域の障害児通所支援事業所への支援状況

(2) 主な障害児通所支援事業所連絡会の先進的な取組事例

(3) 障害児通所支援事業所の取組事例

ア 個別の取組事例

イ 「療育・活動内容」についての取組事例

ウ 「保護者支援」についての取組事例

エ 「職員の資質向上」についての取組事例

オ 「人材定着・確保」についての取組事例

カ 「職場環境」についての取組事例

カ-② 「職場環境」の中で、「職員連携」についての取組事例

カ-③ 「職場環境」の中で、「情報共有」についての取組事例

カ-④ 「職場環境」の中で、「チーム意識づくり」についての取組事例

キ 「他機関連携」についての取組事例

キ-② 「他機関連携」の中で、「学校との連携」についての取組事例

ク 「設備・環境」についての取組事例

○障害児通所支援事業所の運営に係るアンケート調査票 101

○療育部会の開催状況・委員について 109

はじめに

障害児支援については、平成 24 年の児童福祉法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別ごとに分かれていた障害児の給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が創設された。

障害児通所支援事業は、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育ちを支援するための身近な地域での障害児支援の専門事業であり、発達段階に応じて一人ひとりの個性に応じた丁寧に配慮された支援を行うことが求められ、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要がある。

しかしながら、障害児通所支援事業の質の向上が課題となっており、中でも放課後等デイサービスについては、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が増えているとの指摘がある。

このようなことから厚生労働省では、放課後等デイサービスの質の確保・向上に向けて、平成 27 年 4 月に「放課後等デイサービスガイドライン」を策定し、平成 29 年度からは、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、障害児支援等の経験者の配置や放課後等デイサービスガイドラインの遵守、自己評価結果を公表するように、制度改革を行ったところである。

また、厚生労働省では、平成 29 年 7 月に、「児童発達支援」の質の確保及びその向上を図り、障害児本人のための発達支援を提供していくため、「児童発達支援ガイドライン」を策定したところである。

当部会では、平成 27 年度に、県内の放課後等デイサービス事業所に対して、平成 27 年 4 月に厚生労働省が策定した「放課後等デイサービスガイドライン」の事業所内での活用状況等を調査し課題を把握して、今後の放課後等デイサービス事業の質の向上に取り組むための提言等をとりまとめたところである。

平成 28 年度からは、具体的に障害者通所支援事業の質の向上に取り組むために、県内の障害者通所支援事業の運営状況等を調査し、質の向上策等の基礎資料として、とりまとめた。

I 障害児通所支援事業の概要と現状

1 障害児通所支援事業の概要について

平成24年4月からの児童福祉法改正により、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」及び「保育所等訪問支援」が創設された。

「児童発達支援」のうち「児童発達支援センター」は、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、児童福祉施設として位置づけられている。

(1) 児童発達支援の概要

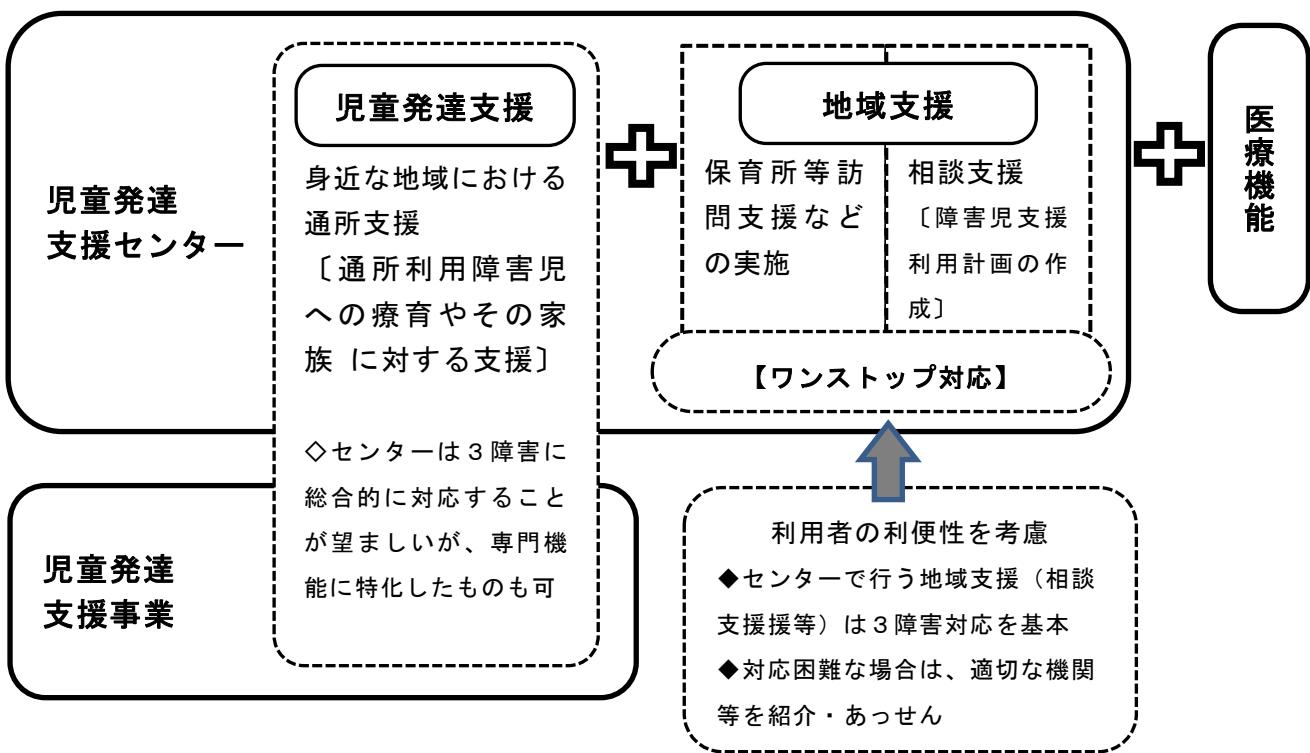
日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う

ア 児童発達支援事業（児童発達支援センター以外）

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う。

イ 児童発達支援センター

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う。（地域の中核的な療育支援施設）



(2) 放課後等デイサービスの概要

在学中の障害児に対して、授業終了後又は休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。

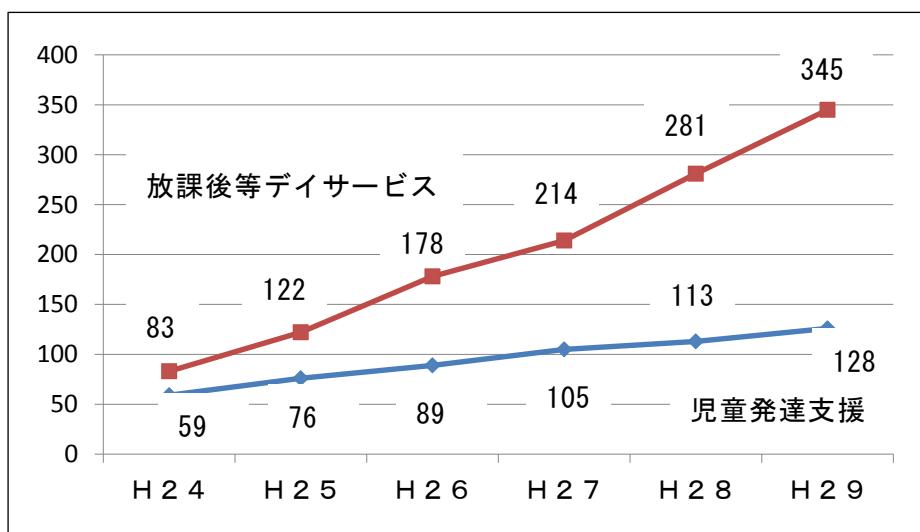
(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

2 障害児通所支援事業所の現状

(1) 障害児通所支援事業所数の推移

[事業所数は、各年度の4月1日現在]



(2) アンケート調査結果から見える障害児通所支援事業所の現状

平成28年10月に、県内の障害児通所支援事業所の現状の運営状況、課題及び先進的な取組状況を把握するために、335事業所に対して、運営状況及び支援の質の向上策の取組状況等について、調査した。(広島市含む。保育所等訪問支援を除く。)

〔回答事業所数〕 263事業所 (回答率: 78.5%) 調査結果は、13ページから掲載。

調査結果から見える障害児通所支援事業所の主な現状については、次のとおりである。

区分	調査結果	参照
事業所運営	<ul style="list-style-type: none">約1割の事業所が、事業所内研修を実施していないと回答があった。「研修計画を策定している。」と回答した事業所は、半数以下であった。「児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている。」と回答した事業所は、約3割しかなかった。	P. 42
	<ul style="list-style-type: none">職員の常勤・非常勤の比率については、児童発達支援センターは、常勤職員の比率が、69.8%となっているが、児童発達支援センターを除く障害児通所支援事業所の常勤職員の比率は43.9%となっている。	P. 16

	職場環境	・「事業所としての業務改善の目標設定とその振り返りを行い、広く職員が参画して、複数のサイクル（年間のほか月間等）で、P D C A サイクルにより、不斷に業務改善を進めている」と回答事業所は、5分の1事業所と少なかった。 ・支援終了後の職員間での打合せ（ミーティング）を実施していると回答した事業所は、約6割であった。	P. 52 P. 53
利用児童の支援内容	療育・活動内容	・障害児通所支援事業所のサービス等利用計画について、相談支援事業所が作成している事業所が、90.2%あるが、セルフプランによる作成している事業所の割合も67.8%が高くなっている。 ・従業者の療育技術について、約4分の1の事業所が、「あまりない」及び「不十分である」と回答した。	P. 31 P. 39
	保護者支援	・保護者の支援や保護者への情報提供を実施している事業所が、86.9%あった反面、保護者の支援等を実施していない事業所が、13.1%あった。	P. 17
	他機関連携	・学校との連携について、「連携したいが、できていないことがある」と回答した事業所が、半数以上あり、学校との連携ができていない事業所が、多かった。	P. 34
	設備・環境	・施設内で、できる運動が、限られていて、ボール投げなどができない。	P. 73

II 障害児通所支援事業の質に関する課題

1 障害児通所支援事業の課題について

特に、放課後等デイサービスについては、平成24年4月の制度創設以降、利用者、費用、事業所の数が大幅に増加している。

一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援（※）を行う事業所が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と質の向上が求められている。

（※例えば、テレビを見せていているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ）

〔厚生労働省社会保障審議会障害者部会資料から引用〕

また、全国的に障害児通所支援事業所に対する特別監査の実施や指定取消処分の事案も多く発生している。〔平成27年度、全国、指定取消件数：10件、特別監査の実施件数：91件、厚生労働省調査〕

指定取消処分は、事業者が、利用児童が利用していない日に給付費を不正請求していたとか、指定申請の際に、虚偽の指定申請書を提出して、基準で定められている職員を配置していなかったというような、極めて悪質なことをした場合に行われる。

特別監査は、定例的に実施する実地指導と異なり、通報や苦情等により、事業所が、人員基準に違反している疑いがある場合や、虐待が発生した疑いがある場合、給付費の不正請求が疑われる場合に特別に実施するものである。

2 これまでの国の障害児通所支援施策の対応

(1) 厚生労働省社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて（平成27年12月14日）」により、「放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるほか、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべきである。」という意見が提出された。

(2) 平成28年6月に公布された児童福祉法改正により、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応するため、次のとおり、制度改正され、一部を除いて、平成30年4月から施行される。

- ① 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。〔居宅訪問型児童発達支援の創設〕
- ② 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。
- ③ 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。（平成28年6月3日施行）
- ④ 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。

(3) 放課後等デイサービスガイドラインの策定

平成27年4月に、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを示すために、障害児への支援の基本的事項や職員の専門性の確保等を定めた「放課後等デイサービスガイドライン」が策定された。

(4) 放課後等デイサービスに係る基準の厳格化

平成29年4月から放課後等デイサービスに係る人員配置基準について、次のとおり厳格化するように基準省令が改正された。（広島県条例も国の省令に準じて改正している。）

- ① 人員配置基準の見直し

置くべき従業者について、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上は、児童指導員又は保育士としなければならない。（平成29年3月31日に指定事業所であった既存事業所（以下「既存事業所」という。）については、1年間の経過措置がある。）

- ② 放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

放課後等デイサービスの事業者は、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行わなければならない。また、質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない。

(5) 児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し

平成 29 年 4 月から障害児通所支援事業所に配置が義務付けられている児童発達支援管理責任者について、現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、介護保険事業関係の実務経験を除き障害児・児童・障害者の支援の経験（3 年以上）が必須化された。（既存事業所は、1 年間の経過措置がある。）〔告示の改正〕

(6) 情報公表の先行実施

都道府県・政令市は、平成 29 年 4 月からの新規の放課後等デイサービス事業者に對し、支援内容（タイムスケジュール等）、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表等の情報を都道府県・政令市に提供し、事業所のホームページ等で公表に努めるよう促すこととされた。（平成 29 年 4 月 3 日付け障障発 0403 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

(7) 「児童発達支援ガイドライン」の策定

平成 29 年 7 月に、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを示すために、障害児への支援の基本的事項や職員の専門性の確保等を定めた「児童発達支援ガイドライン」が策定された。

【児童発達支援ガイドライン】〔抜粋〕

1 支援の質の向上への取り組み

児童福祉法第 21 条の 5 の 17 第 2 項の規定において、指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならないとされている。そのためには、設置者・管理者は、「第三者評価共通基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス版）」等により、第三者による外部評価を活用することが有効である。

また、適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要である。

さらに、職員が児童発達支援センター等における課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。そのため、設置者・管理者は、児童発達支援センター等において職場研修を実施し、職員は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

加えて、設置者・管理者は、職員が外部で行われる研修等へ積極的に参加できるようにし、職員が必要な知識・技術の修得、維持及び向上を図れるようにする必要がある。

(8) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正

児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などのサービスの提供体制を計画的に確保するために、都道府県及び市町村が、平成30年度から平成32年度までの第1期障害児福祉計画を作成する際に即すべき事項を定めた基本的な指針が改正された。

2 広島県の障害児通所支援事業所に対する指導状況

県では、障害児通所支援事業者に対し、支援内容の質の確保及び障害児通所給付費等の請求の適正化を図ることを目的として、実地指導及び集団指導を実施している。

(1) 実地指導の実施

障害児通所支援事業者について、概ね3年に1度実施している。

- ・平成28年度は、児童発達支援事業所33事業所、放課後等デイサービス事業所40事業所に対して、実地指導した。
- ・主な指摘事項は、「支援の質の評価及び改善」、「避難訓練の実施」、「個別支援計画の作成に当たっては、担当者を招集して会議を開催すること」等であった。
- ・平成29年度は、新たに放課後等デイサービス事業所に義務付けられた自己評価の公表状況も確認する。

(2) 集団指導の実施

障害児通所支援事業者等に対して、基準遵守、質の向上及び制度改革等について、適宜、指導内容に応じて、毎年実施しており、平成28年度は、次のとおり、周知している。(平成29年3月に、広島市、福山市及び三次市で開催)

- ・児童福祉法及び基準条例の遵守について
- ・「放課後等デイサービスガイドライン」の活用について
- ・自己評価の実施と改善の徹底について
- ・「広島県障害者自立支援協議会療育部会平成27年度報告書 放課後等デイサービス事業の質の向上について」、「広島県障害者自立支援協議会療育部会平成28年度中間報告書 障害児通所支援事業の質の向上について」の好事例を参考にするなどの活用について 等

3 調査結果から見える主な課題

調査結果から見える主な課題として、次のとおり、制度面以外であれば、「事業所運営に関する事項」と「利用児童の支援内容」に関する事項に分類することができる。

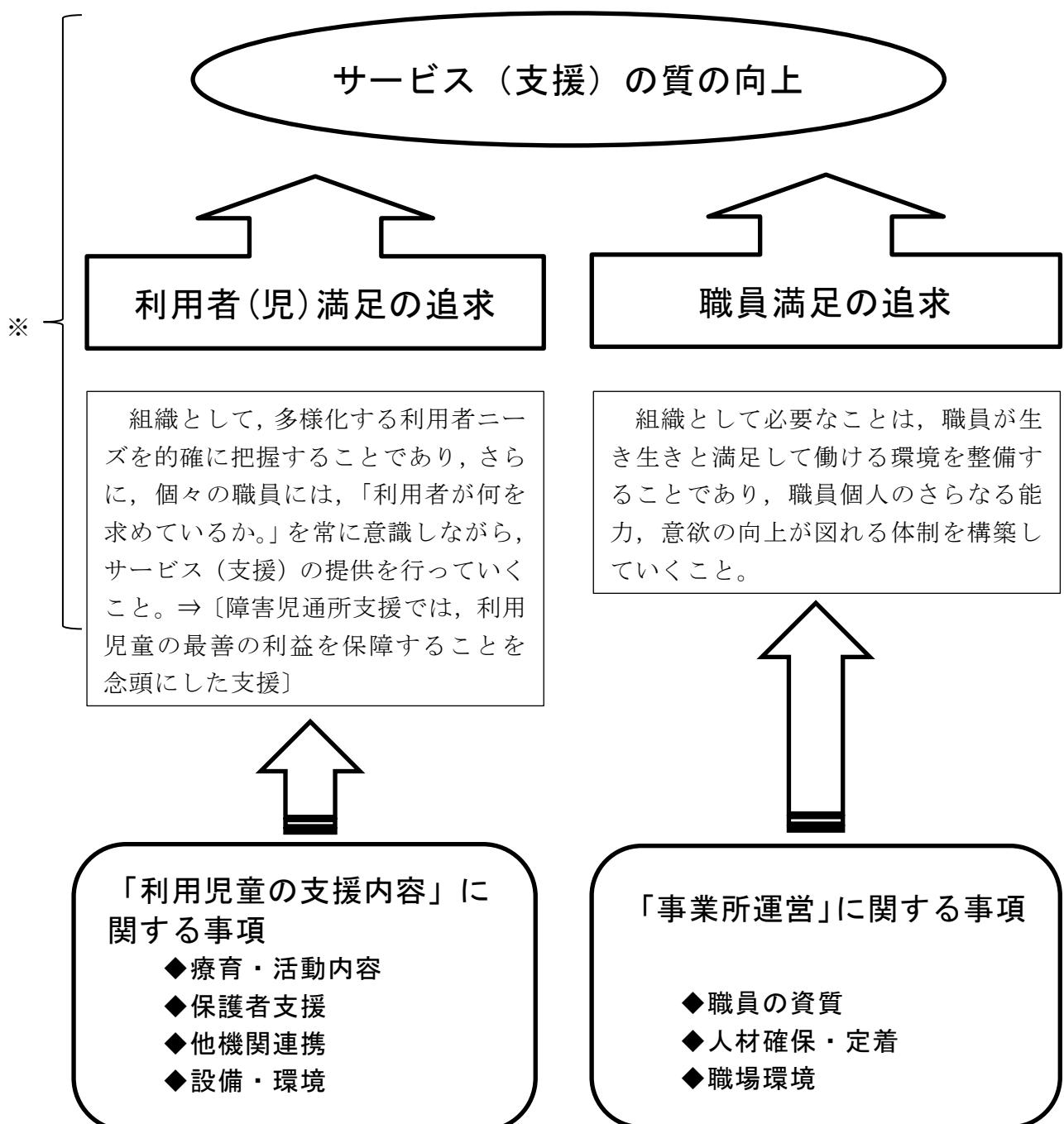
区分		主な課題
事業所運営	職員の資質	・障害児の障害特性に応じた療育の質の向上のために、職員一人ひとりの意識やスキルアップの向上をどのように図っていくのか。
	人材確保・定着	・職員の入職率や定着率が低く、専門性のある有資格者や経験者の確保や新規職員の育成をどのように図っていくのか。
	職場環境	・職員が、生き生きと満足して働く職場環境をどのように整備していくのか。
利用児童の支援内容	療育・活動内容	・障害児の障害特性に合った療育を提供するために、アセスメントする力の向上や療育内容の工夫・充実をどのように図っていくのか。
	保護者支援	・保護者へのより充実した支援や保護者の理解、協力をどのように図っていくのか。
	他機関連携	・学校や相談支援事業所等の他機関とどのように連携を図っていくのか。
	設備・環境	・事業所の環境整備、事業所の環境に応じた療育内容の工夫をどのように図っていくのか。
制度	設備基準	・事業所が増加する一方で、質の確保が疎かになっているという指摘もあるため、質の確保をどう図っていくのか。
	地域の課題	・児童発達支援センターによる地域支援連携体制をどのように構築していくのか。 ・地域ごとの事業所の偏在による待機児童の解消をどのように図っていくのか。

サービス（支援）の質の向上には、利用児童の最善の利益を保障することを念頭にしながら、支援の提供を行っていくという「利用児童満足の追求」と職員が生き生きと満足して働く環境を整備することであり、職員個人のさらなる能力、意欲の向上が図れる体制を構築するという「職員満足の追求」の両面の追求が必要である。

「利用児童の支援内容」に関する事項が、「利用児童満足の追求」に該当し、「事業所運営に関する事項」に関する事項が、「職員満足の追求」に該当すると考えられる。

※ 公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページ

〔福祉における「経営」を考える〕引用



III 今後目指すべき障害児通所支援の質の向上の方向性及び方策について

1 今後目指すべき障害児通所支援の質の向上の基本的な考え方について

障害児通所支援事業者は、障害のある児童、療育の必要のある児童（以下「障害児」という。）を日々、通わせ、適当な環境を通して、日常生活における基本的動作の指導、自立生活や社会生活に必要な知識技能を身につけ、集団生活への適応のための療育支援を行う。当該事業所の療育支援（児童発達支援）の理念を明確にし、障害児の最善の利益を保障し、その保護者の意思を尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の成長・発達段階に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って、効果的に行うように努めなければならない。

また、提供する障害児通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬことになっている。（※）

このようなことを実施していくためには、障害児通所支援事業所の職員一人ひとりが、常に利用児童の最善の利益を保障することを念頭にして、スキル及び知識を自ら高め続けることが求められる。

※児童福祉法第21条の5の17第1項、第2項、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第61号）第26条第3項、第63条、第73条

2 障害児通所支援事業の質の向上の方策について

（1）各事業所における人材育成及び事業の質の向上の仕組みの構築

ア 研修の機会の確保や支援の質の評価・改善の徹底

障害児通所支援事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会の確保や提供する質の評価を行い、常にその改善を図ることが、義務付けられており、従業者の資質の向上のための研修の機会の確保や支援の質の評価・改善が行われていない事業者に対しては、実地指導や集団指導の際に、研修の機会の確保を指導する必要がある。

イ 事業所における従業者等の知識・技術の向上意欲の喚起

従業者等の資質の向上の支援に関する計画の策定状況や専門的な療育を提供している事業所の情報提供を行い、事業者及び従業者等の知識・技術の向上意欲を喚起する必要がある。

今回の障害児通所支援事業所の運営状況調査結果から把握できた情報には、質の向上に係る模範となるような情報が多くあるので、障害児通所支援事業所の質の向上の参考にしてもらうために、積極的に情報提供すべきである。

【取組例】

- ・事業所における自主研修等の開催
- ・講師を招いての事業所内研修の実施
- ・児童発達支援管理責任者及び従業者を他の事業所等に派遣しての研修や事業所外の研修への参加
- ・事業所内における従業者等の自己研鑽のための図書の整備等

ウ 研修等の情報提供

自治体や障害児等関係団体が実施する研修情報を提供して、研修等への参加を促進する必要がある。

【参考】

◆広島県社会福祉協議会社会福祉研修計画一覧「福祉を学ぼう～まなブック～」

<http://www.hiroshima-fukushi.net/welfare/manabook/>

◆広島県発達障害者支援センター ホームページ

<http://www.f-tutuji.or.jp/h-scdd/index.html>

◆福祉ビデオライブラリー〔社会福祉法人ＮＨＫ厚生文化事業団〕

※N H Kで放送した障害児の発達・療育関係等の福祉関連の番組のビデオと、N H K厚生文化事業団が制作したビデオを無料で貸し出している。

<https://library.npwo.or.jp/>

◆全国社会福祉協議会 「福祉の本 出版目録」

https://www.fukushinohon.gr.jp/esp.cgi?_file=index&_page=_index&_page2=contents&_page3=top

(2) 児童発達支援センターを中心とした地域支援連携体制の構築

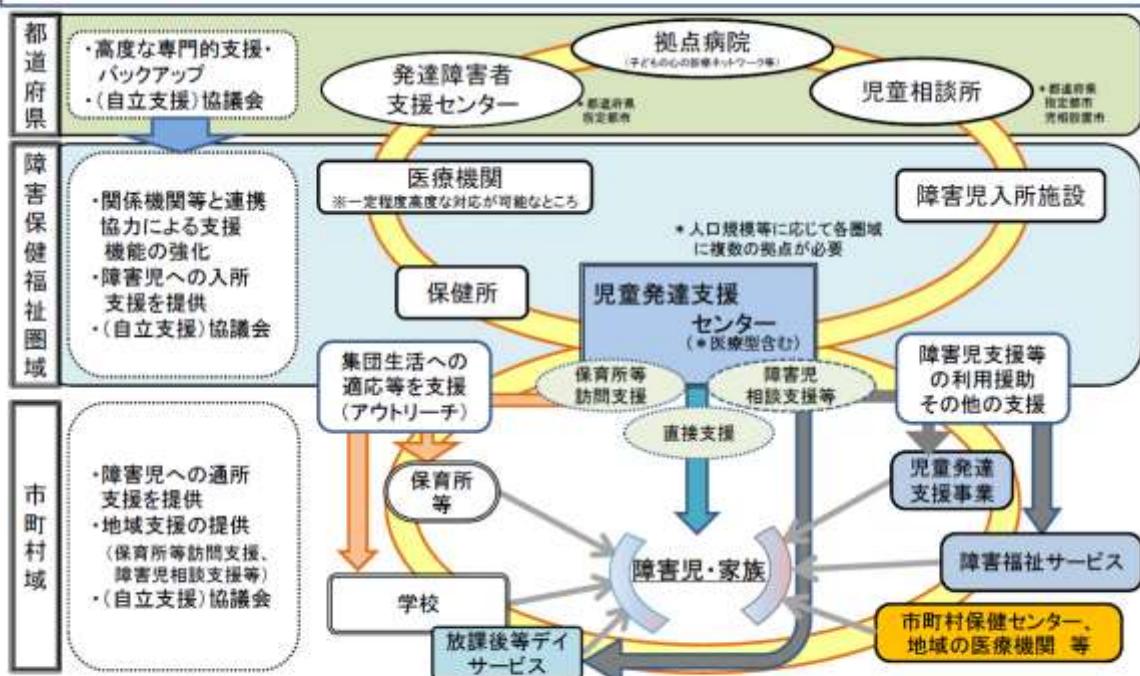
児童発達支援センターは、地域における中核的な療育支援施設として、児童発達支援のほか、地域の障害児やその家族の相談対応、障害児を預かる施設への援助・助言等を行うことになっており、地域の児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図る必要がある。(障害児福祉計画指針)

各地域の児童発達支援センターにおいては、今回の障害児通所支援事業所の運営状況調査結果から判明した事業所が抱えている課題やニーズを補完し、運営を支援できるような研修等の実施が望まれる。

今回の調査で、既に、児童発達支援センターの中には、地域の障害児通所支援事業所も参加できる研修を実施している児童発達支援センターを確認したが（74 ページ参照）、地域向けの研修を実施されていない児童発達支援センターにおいては、例えば、現在児童発達支援センター内で実施されている職場内研修に、地域の障害児通所支援事業所も参加できるように周知するなど、実現性のある取組を検討する必要がある。

障害児の地域支援体制の整備の方向性のイメージ

各地域の実情に応じて、関係機関の役割分担を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要。



[厚生労働省資料引用]

(3) 地域の事業所間及び関係機関との連携支援

県内の事業所間の連絡会を組織して、事業所の従業者の資質向上に資する活動を実施している事業所連絡会の活動を紹介して、自主的な啓発・研修活動が広がるように支援する必要がある。（75～76 ページ参照）

事業所連絡会が、実施する研修について、今回の障害児通所支援事業所の運営状況調査結果から判明した事業所の課題やニーズを補完できるような研修等の支援が望まれる。

関係機関との連携に積極的に取り組んでいる事業所の情報を提供する必要がある。

なお、今回の調査で、把握した関係機関との連携に積極的に取り組んでいる事業所の事例は、97 ページから 100 ページのとおりである。

このような先進的事例を県内の障害児通所支援事業所に対し、周知を図る必要がある。

IV 障害児通所支援事業の質の向上に係るアンケート調査結果

1 障害児通所支援事業の運営状況調査について

(1) 調査方法

平成 28 年 9 月 1 日現在指定を受けている県内（広島市含む）の障害児通所支援事業所（保育所等訪問支援を除く）の 335 事業所に対して、障害児通所支援事業の運営状況及び支援の質の向上策の取組状況等について、調査票に記入してもらい回答してもらった。

回答事業者数は、263 事業所であった。（回答率 78.5%）

(2) アンケート調査の回答状況

事業種別		事業所数	回答事業所数	回答率
児童発達支援センター（福祉型）		1 5	1 4	93.3%
児童発達支援センター（医療型）		4	4	100.0%
児童発達支援事業		1 0 1	7 2	71.3%
放課後等デイサービス事業		3 0 1	2 2 9	76.1%
事業所数	児童発達支援センター	1 9	1 8	94.7%
	障害児通所支援事業所（児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業）	3 1 6	2 4 5	77.5%
	計	3 3 5	2 6 3	78.5%

※事業所数は、実事業所数で、多機能型事業所は、1 事業所としている。

※対象事業所数は、平成 28 年 9 月 1 日現在

※「児童発達支援事業」は、「児童発達支援センター」を除く

2 事業の概要

(1) 定員の状況

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

（単位：事業所数）

事業種別	10 人以下	11 人以上 20 人以下	21 人以上 30 人以下	31 人以上
児童発達支援	1 1 (64.7%)	4 (23.5%)	1 (5.9%)	1 (5.9%)
放課後等デイサービス	1 7 3 (98.9%)	2 (1.1%)	0	0
児童発達支援、放課後等デイサービスの多機能型	4 5 (81.8%)	9 (16.3%)	0	1 (1.8%)

イ 児童発達支援センター

(単位：事業所数)

事業種別	30人以下	31人以上 40人以下	41人以上 50人以下	51人以上
児童発達支援センター (福祉型)	8 (57.1%)	4 (28.5%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)
児童発達支援センター (医療型)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0	0

(2) 登録児童数

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

(単位：事業所数)

事業種別	10人以下	11人以上 20人以下	21人以上 30人以下	31人以上
児童発達支援	2 (11.8%)	3 (17.6%)	1 (5.9%)	12 (70.6%)
放課後等デイサービス	17 (9.7%)	45 (25.7%)	47 (26.9%)	66 (37.7%)
児童発達支援、放課後等デイサービスの多機能型	4 (7.3%)	8 (14.5%)	8 (14.5%)	35 (63.6%)

イ 児童発達支援センター

(単位：事業所数)

事業種別	30人以下	31人以上 40人以下	41人以上 50人以下	51人以上
児童発達支援センター (福祉型)	1 (7.1%)	5 (35.7%)	3 (21.4%)	5 (35.7%)
児童発達支援センター (医療型)	3 (75.0%)	0	1 (25.0%)	0

(3) 利用児童の利用頻度

(単位：上段：人、下段：%)

事業種別	週6日以上	週5日	週4日	週3日	週2日	週1日	週1日未満
児童発達支援	1 (0.1)	48 (5.2)	22 (2.4)	57 (6.2)	340 (37.0)	364 (39.6)	88 (9.6)
放課後等デイサービス	121 (2.8)	268 (6.2)	285 (6.5)	570 (13.1)	1,017 (23.0)	1,411 (32.0)	685 (15.7)
児童発達支援、放課後等デイサービスの多機能	10 (0.3)	44 (1.5)	43 (1.4)	78 (2.6)	271 (9.1)	1,300 (44.0)	1,236 (41.0)
児童発達支援センター（福祉型）	128 (13.8)	329 (35.4)	8 (0.9)	26 (2.8)	63 (6.8)	111 (11.9)	265 (28.5)
児童発達支援センター（医療型）	0	69 (65.1)	3 (2.8)	9 (8.5)	14 (13.2)	10 (9.4)	1 (0.9)

(4) 利用児童の年齢区分

(単位：上段：人、下段：%)

事業種別	未就学児	中学卒業者の中未就学児(A)	小学生	中学生	高校生	計
児童発達支援	926 (100)	0	0	0	0	926
放課後等デイサービス	83 (1.9)	3 (0.1)	2,895 (65.0)	895 (20.1)	576 (12.9)	4,452
児童発達支援、放課後等デイサービスの多機能	955 (31.6)	49 (1.6)	1,574 (52.1)	253 (8.4)	190 (6.3)	3,021
児童発達支援センター（福祉型）	733 (77.2)	0	203 (21.4)	13 (1.4)	0	949
児童発達支援センター（医療型）	98 (92.5)	0	2 (1.9)	2 (1.9)	4 (3.8)	106

※「中学卒業者の中未就学児(A)」は、未就学児のうち高校生以外の中学卒業者で、「未就学児」欄とは別掲の人数

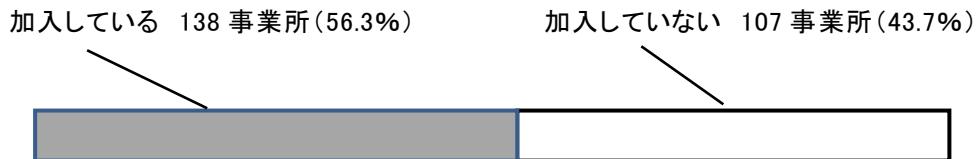
(5) 職員の人数

(単位：人)

事業種別	常 勤	非常勤	計
児童発達支援	76 (51.7%)	71 (48.3%)	147
放課後等デイサービス	518 (41.0%)	745 (59.0%)	1,263
児童発達支援、放課後等デイサービスの多機能	211 (49.8%)	213 (50.2%)	424
児童発達支援センターを除く障害児通所支援事業所の小計	805 (43.9%)	1,029 (56.1%)	1,834
児童発達支援センター（福祉型）	203 (67.4%)	98 (32.6%)	301
児童発達支援センター（医療型）	81 (76.4%)	25 (23.6%)	106
児童発達支援センター 小 計	284 (69.8%)	123 (30.2%)	407

(6) 地域の放課後等デイサービス事業所等連絡会への加入について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

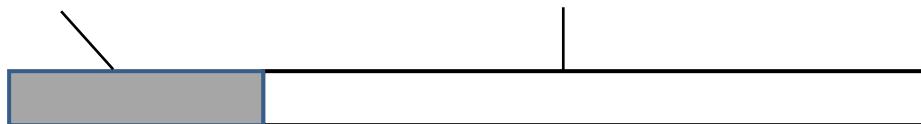


事業種別	① 加入している	② 加入していない
児童発達支援事業所	4 (25.0%)	12 (75.0%)
放課後等デイサービス事業所	104 (60.0%)	69 (40.0%)
多機能型事業所	30 (53.6%)	26 (46.4%)
計	138 (56.3%)	107 (43.7%)

※「多機能型事業所」は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業を実施している事業所

イ 児童発達支援センター

加入している 5 事業所(27.8%) 加入していない 13 事業所(72.2%)



【加入している主な事業所連絡会の名称】

障害のある子どもの放課後保障広島県ネットワーク（広島県放課後ネット）

福山地区放課後等デイサービス連絡協議会

安佐南区こども発達支援事業所連絡会

りんくりんく安佐北

放課後等デイサービス佐伯区事業所連絡会 こいこい佐伯

〔市町の自立支援協議会関係〕

広島市障害者自立支援協議会西区地域部会

南区自立支援協議会

呉市自立支援協議会（子ども家庭支援部会）

はつかいち福祉ねっと「障がい児支援関係事業所連絡会」

三原市自立支援協議会 児童支援部会

府中市自立支援部会

三次市障害者支援ネットワーク連絡会議

熊野町児童部会 くまれんじやー

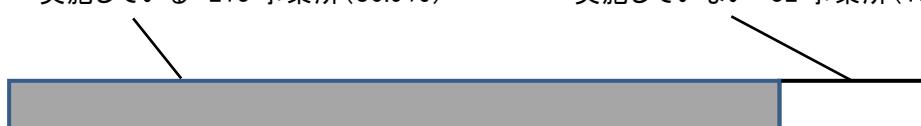
3 家庭支援の状況

(1) 保護者支援・情報提供などの実施状況

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

実施している 213 事業所(86.9%)

実施していない 32 事業所(13.1%)



事業種別	① 実施している	② 実施していない
児童発達支援事業所	16 (100.0%)	0 (0.0%)
放課後等デイサービス事業所	144 (83.4%)	29 (16.8%)
多機能型事業所	53 (94.6%)	3 (5.4%)
計	213 (86.9%)	32 (13.1%)

※「多機能型事業所」は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業を実施している事業所

イ 児童発達支援センター

実施している 18 事業所(100.0%)

(2) 保護者支援等の形態 [複数回答]

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 講演会・学習会などの開催	 60 事業所 (24.5%)
② 懇談等を通じた研修	 53 事業所 (21.6%)
③ 親子通園によるペアレントトレーニング等の実施	 24 事業所 (9.8%)
④ 保護者同士の交流会の実施	 98 事業所 (40.0%)
⑤ 個別的訓練の実施や指導方法の学習会等の開催	 21 事業所 (8.6%)
⑥ 個別にカウンセリング等の時間を持つ	 149 事業所 (60.8%)
⑦ その他	 37 事業所 (15.1%)

イ 児童発達支援センター

① 講演会・学習会などの開催	 17 事業所 (94.4%)
② 懇談等を通じた研修	 16 事業所 (88.9%)
③ 親子通園によるペアレントトレーニング等の実施	 10 事業所 (55.6%)
④ 保護者同士の交流会の実施	 15 事業所 (83.3%)
⑤ 個別的訓練の実施や指導方法の学習会等の開催	 10 事業所 (55.6%)
⑥ 個別にカウンセリング等の時間を持つ	 10 事業所 (55.6%)
⑦ その他	 3 事業所 (16.7%)

〔その他の内容〕

- ・電話や送迎時もしくは面談の際に相談や情報提供などを行っている。
- ・利用児童の情報提供や講演会の情報提供及び保護者が持つ悩みなどについては、対応するようしている。
- ・月に1回通信を発行して、療育の状況の情報提供をしている。
- ・送迎時や連絡帳（連絡ノート）により、事業所内での活動内容・様子等の報告
- ・個別に家庭訪問を行っている。
- ・電話、メール、連絡ノートでの相談
- ・保護者に有償ボランティアとして来てもらい、事業所の様子を見てもらい子育ての共有をしている。
- ・学校の参観日等と一緒に参加させてもらい、支援方法等について話し合っている。
- ・園庭・療育室の開放
- ・保護者向けの講演会、学習会及び就労支援事業所の見学の案内があれば、案内している。
- ・メンタルケアのため他部署との連携を実施（個別カウンセリング）
- ・ペアレントトレーニングプログラムの実施
- ・医療センターへの同行、学校等に保護者と一緒に話し合い、会議等に参加など保護者の要望を必要に応じて支援
- ・保護者を対象にしたペアレントトレーニングの実施
- ・週1回のペースで、保護者が自由に集まれる時間を作り、支援や活動について話す。
- ・ヨコミネ式教育法
- ・保護者と共に、病院のリハビリへの同行。
- ・他の研修やの案内のチラシ配布
- ・送迎の時間で可能な時間を利用して懇談している。
- ・医療受診、保育所・幼稚園・学校見学等付き添い。

（3）保護者支援等の実施目的

〔複数回答〕

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 子どもの成長発達の理解の一貫として	 184 事業所
② 園と家庭の一貫した療育による効果	 121 事業所 (49.4%)
③ 親同士の交流	 97 事業所 (39.6%)
④ 良好的な親子関係の育成	 130 事業所 (53.1%)
⑤ 育児不安の軽減	 146 事業所 (59.6%)

⑥ 介助の手伝い	 17 事業所 (6.9%)
⑦ 医療的ケアの実施を家族に委ねる	 5 事業所 (2.0%)
⑦ 虐待の予防	 68 事業所 (27.8%)
⑧ その他	 3 事業所 (1.2%)

イ 児童発達支援センター

① 子どもの成長発達の理解の一貫として	 17 事業所 (94.4%)
② 園と家庭の一貫した療育による効果	 15 事業所 (83.3%)
③ 親同士の交流	 15 事業所 (83.3%)
④ 良好的な親子関係の育成	 16 事業所 (88.9%)
⑤ 育児不安の軽減	 18 事業所 (100.0%)
⑥ 介助の手伝い	 6 事業所 (33.3%)
⑦ 医療的ケアの実施を家族に委ねる	 1 事業所 (5.6%)
⑧ 虐待の予防	 12 事業所 (66.7%)
⑨ その他	 3 事業所 (16.7%)

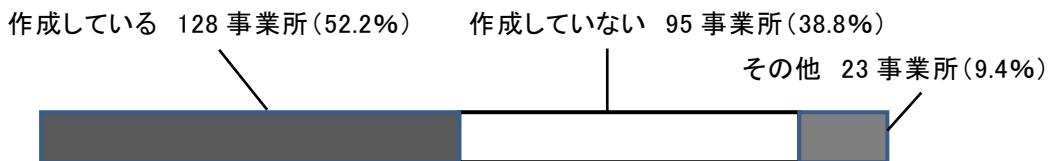
[他の内容]

- ・将来へ向けての準備、地域生活につながる支援
- ・保護者の利用児童に関する悩みなどを聞いて学校や他の事業所と連携をとり支援を行っている。
- ・保護者会を開催することによって、保護者同士で、子どもの悩みを相談し合ったり、事業所での過ごし方など家庭では見られない一面を見学してもらい。情報共有や情報交換する場となることを目的として、2か月に1回実施している。
- ・就園、就学、進路指導

4 療育方針について

(1) 年間療育計画の有無について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）



【障害児通所支援事業所の事業種別の状況】

事業種別	① 年間療育計画を作成している	② 年間療育計画を作成していない	③ その他
児童発達支援事業所	11 (68.8%)	3 (18.8%)	2 (12.5%)
放課後等デイサービス事業所	87 (50.3%)	74 (42.8%)	14 (8.1%)
多機能型事業所	32 (57.1%)	18 (32.1%)	6 (10.7%)
小計	128 (52.2%)	95 (38.8%)	23 (9.4%)
児童発達支援センター	18 (100%)	0	0

※「多機能型事業所」は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業を実施している事業所

イ 児童発達支援センター

作成している 18 事業所(100.0%)



〔その他の内容〕

- ・個別支援計画に、将来的な内容を明記している。
- ・6か月毎に作成する個別支援計画を療育計画に使用している。
- ・行事等は、年間計画を立てている。
- ・週間療育計画を作成している。
- ・年間事業計画や月間計画は作成している。

(2) 日々の療育指導案の作成状況について

【障害児通所支援事業所の事業種別の状況】

事業種別	① 療育指導案を作成している	② 療育指導案を作成していない	③ その他
児童発達支援事業所	8 (50.0%)	3 (18.8%)	5 (31.2%)
放課後等デイサービス事業所	85 (48.6%)	73 (41.7%)	17 (9.7%)
多機能型事業所	35 (62.5%)	15 (26.8%)	8 (14.3%)
小計	128 (52.2%)	91 (37.1%)	30 (12.2%)
児童発達支援センター	16 (100%)	0	0

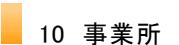
※「多機能型事業所」は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業を実施している事業所

〔他の内容〕

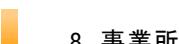
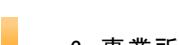
- ・月案・週案で作成し、屋外での活動がある場合は日案も作成している。
- ・当初に、主として言語、コミュニケーションの課題は、学校の課題を繰り返して実施しながら、理解を支援することについて、継続して続ける課題を作っている。
- ・個別の日々の目標があり、達成がその日の帰りには、わかるようにしている。
- ・全体の、流れがわかるように、日々提示している。
- ・指導案は作成していないがその日の療育計画スケジュールをたてスタッフ一同に伝達して行なっている。
- ・活動計画とねらい等を作成している。
- ・療育指導案のような書式で、ねらい、活動内容を書き、活動後に子どもの様子、担当者の振り返りが、記入できるものを独自で作っている。
- ・紙面にはしていないが、毎朝口頭で確認している。
- ・日々のスケジュールの中で、個別指導のカリキュラムを作成している。
- ・1回毎に、支援目標に沿ったプログラムを実施している。
- ・1か月に4種類の『課題遊び』(調理・工作・感覚遊び・運動とゲーム)を各1回ずつ実施しており、その際には活動の計画と報告書を作成している。それらの活動以外の『自由遊び』では、療育指導案は作成していない。
- ・個々の個性・特性を生かすための療育をその時の児童の状態によって、職員間で検討している。
- ・所内研修などの際には、療育指導案を作成している。
- ・集団レクを通じて、共通する課題の解決を目指している。
- ・細かな指導案ではないが、月案に基づき、日々の指導計画は立てている。

(3) 事業所を運営していく上で、重要視していること（5つまで、選択）

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 送迎	 82 事業所 (33.5%)
② 建物のバリアフリー	 10 事業所 (4.1%)
③ 職員の態度や事業所の雰囲気	 182 事業所 (74.3%)
④ 職員の専門性の向上	 177 事業所 (72.2%)
⑤ 専門職の配置(看護師、理学療法士、言語聴覚士等)	 37 事業所 (15.1%)
⑥ 専門的療育内容(感覚統合療法、音楽療法等)	 62 事業所 (25.3%)
⑦ 児童にあつた遊具や教材	 108 事業所 (44.1%)
⑧ 活動内容の充実	 181 事業所
⑨ 保護者との信頼関係の構築	 215 事業所
⑩ 学校や他機関との連携	 129 事業所 (52.7%)
⑪ その他	 9 事業所 (3.7%)

イ 児童発達支援センター

① 送迎	 3 事業所 (16.7%)
② 建物のバリアフリー	0
③ 職員の態度や事業所の雰囲気	 10 事業所 (55.6%)
④ 職員の専門性の向上	 18 事業所 (100%)
⑤ 専門職の配置(看護師、理学療法士、言語聴覚士等)	 8 事業所 (44.4%)
⑥ 専門的療育内容(感覚統合療法、音楽療法等)	 6 事業所 (33.3%)

⑦ 児童にあった遊具や教材		12 事業所 (66.7%)
⑧ 活動内容の充実		13 事業所 (72.2%)
⑨ 保護者との信頼関係の構築		16 事業所 (88.9%)
⑩ 学校や他機関との連携		3 事業所 (16.7%)
⑪ その他		1 事業所 (5.6%)

[その他の内容]

- ・地域との繋がりを大事にしている。民生委員や自治会などのつながりや、利用児童の住んでいる近所の児童達との関わりなどをしっかりとしていくことで、利用児童が大きくなってからも、住みやすい場所になるようにしたい。
- ・高校生卒業後、個々の児童の将来へと繋がる療育内容
- ・本人（利用児童）との信頼関係
- ・利用児童に対する面談や相談支援
- ・利用者のニーズに合わせ、利用しやすい場所となる場作り
- ・児童（保護者）一人ひとりに寄り添う
- ・保育士と医療スタッフが連携し、多角的な視点から親子の支援を行っている。
- ・教室前後のミーティングに時間をかけ、利用者に対しての支援を行っている。
- ・地域との関係づくり
- ・安全な支援
- ・子どもの発達、障害に合わせ、全体的な発達を目指した専門性のある療育

(4) ケアマネジメントについて、主訴を明確に把握する者

[単位：事業所数、(構成比)]

事業種別	① 管理者	② 児童発達支援管理責任者	③ 担当者	④ その他
児童発達支援・放課後等デイサービス	138 (56.3%)	199 (81.2%)	60 (24.5%)	8 (3.3%)
児童発達支援センター	5 (27.8%)	18 (100%)	11 (61.1%)	1 (5.6%)

[その他]

- ・現場職員において最も接している者又は気付いた者からの情報を現場職員内で情報共有し、必要に応じ管理者及び児童発達支援管理責任者への情報提供を行う。

- ・機能訓練担当職員
- ・相談支援専門員
- ・スタッフ全員
- ・相談支援担当
- ・言語聴覚士

(5) 利用児童の発育状況や発達段階を把握、確認する者

[単位：事業所数、(構成比)]

事業種別	① 管理者	② 児童発達支援管理責任者	③ 担当者	④ その他
児童発達支援・放課後等デイサービス	115 (46.9%)	224 (91.4%)	87 (35.5%)	14 (5.7%)
児童発達支援センター	6 (33.3%)	16 (88.9%)	15 (83.3%)	2 (11.1%)

[その他]

- ・現場職員も含む
- ・各児童の発達段階などの把握は全員で行っている。
- ・保護者の子育て相談役を置いているので相談役
- ・専門職
- ・機能訓練担当職員
- ・職員全員
- ・児童指導員
- ・スタッフ全員
- ・開所当時プロデュースした先生が本児の発達段階を把握し、スタッフにおろされる。
- ・相談支援担当
- ・同法人の相談支援事業所でWISC等の発達検査を実施できるので、一緒に発達段階を知り、計画に反映。
- ・小児科医
- ・言語聴覚士
- ・グループ担当者間、ケース会議（困難ケース）

(6) アセスメント（課題分析）をする者

[単位：事業所数、(構成比)]

事業種別	① 管理者	② 児童発達支援管理責任者	③ 担当者	④ その他
児童発達支援・放課後等デイサービス	111 (45.3%)	229 (93.5%)	93 (38.0%)	13 (5.3%)
児童発達支援センター	1 (5.6%)	15 (83.3%)	15 (83.3%)	3 (16.7%)

[その他]

- ・各セクションが専門的に行ってている。
- ・児発管を中心に、担当者及び施設設置者（役員）の複数名でアセスメントを行っている。
- ・心理士・WISC検査資格者である、施設代表者（非常勤）が、アセスメント会議における課題分析に参加している。
- ・専門職、機能訓練担当職員
- ・職員全員で話し合う。
- ・相談支援担当
- ・同法人の相談支援事業所でWISC等の発達検査を実施できるので、一緒に発達段階を知り、計画に反映。
- ・小児科医
- ・言語聴覚士
- ・現場職員において最も接している者又は、気付いた者からの情報を現場職員内で情報共有し必要に応じ管理者及び児童発達支援管理責任者への情報提供を行う。
- ・相談支援専門員
- ・相談支援担当
- ・グループ担当者間、ケース会議（困難ケース）

(7) ケアプラン（個別支援計画）の作成方法について

[複数回答]

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① サービス利用計画のもと、児童発達支援管理責任者が作成する		216 事業所 (88.2%)
② 保護者面談をする		172 事業所
③ 担当者間で処遇検討をする		128 事業所 (52.2%)
④ 相談支援専門員を交えて処遇検討をする		60 事業所 (24.5%)
⑤ その他		9 事業所 (3.7%)

イ 児童発達支援センター

① サービス利用計画のもと、児童発達支援管理責任者が作成する		14 事業所 (77.8%)
② 保護者面談をする		15 事業所 (83.3%)
③ 担当者間で処遇検討をする		15 事業所 (88.3%)
④ 相談支援専門員を交えて処遇検討をする		3 事業所 (16.7%)
⑤ その他		0

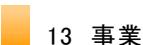
[その他]

- ・相談員のサービス等利用計画を踏まえてデイでの個別の支援計画を立てる。
- ・アセスメントと児童の実態
- ・相談員や保護者の意見を取り入れながら（事前に聞いておく）職員全員で話し合ったものを参考に児童発達支援管理責任者が作成
- ・児童発達支援管理責任者と職員が一緒に話し合い計画を立てる。
- ・不明な点などは相談支援専門員に聞きながら職員全員で協議
- ・児童発達支援管理責任者を含め、全スタッフで検討する。
- ・主治医である小児科医のチェック
- ・ケースによっては、保護者と面談や文章で確認をしたり、担当者会議の参加後作成する。

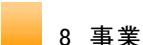
(8) 個別支援計画に基づいて療育指導案を作成する者

〔複数回答〕

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 管理者		70 事業所 (28.6%)
② 児童発達支援管理責任者		172 事業所 (70.2%)
③ 担当者		79 事業所 (32.2%)
④ 担当者間で行う		36 事業所 (14.7%)
⑤ その他		13 事業所 (5.3%)

イ 児童発達支援センター

① 管理者	0	
② 児童発達支援管理責任者		6 事業所 (33.3%)
③ 担当者		8 事業所 (44.4%)
④ 担当者間で行う		9 事業所 (50.0%)
⑤ その他	0	

〔その他〕

- ・個別支援計画に基づき、口頭にて指示している。
- ・1人が案をたて、ミーティングで変更がある時は変更する。
- ・職員全員

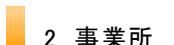
(9) モニタリングをする者

[複数回答]

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 管理者	 81 事業所 (33.1%)
② 児童発達支援管理責任者	 214 事業所 (87.3%)
③ 担当者	 87 事業所 (35.5%)
④ 相談支援専門員	 35 事業所 (14.3%)
⑤ その他	 13 事業所 (5.3%)

イ 児童発達支援センター

① 管理者	0
② 児童発達支援管理責任者	 9 事業所 (50.0%)
③ 担当者	 14 事業所 (77.8%)
④ 相談支援専門員	 2 事業所 (11.1%)
⑤ その他	 2 事業所 (11.1%)

[その他]

- ・各セクションが専門性をもってモニタリングしている。
- ・スタッフ全員。
- ・児童発達支援管理責任者を中心に、担当者及び施設設置者（役員）の複数名でモニタリングを行っている。
- ・職員全員で会議を開き話し合い児童発達支援管理責任者がまとめる。
- ・管理職を含んだ職員全員
- ・小児科医
- ・言語聴覚士
- ・グループ担当者間、ケース会議

(10) モニタリングの期間について

[複数回答]

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 6か月ごとに実施する		206 事業所 (84.1%)
② 毎学期ごとで年間3回実施する		7 事業所 (2.9%)
③ その都度実施する		42 事業所 (17.1%)
④ 不定期		17 事業所 (6.9%)
⑤ その他		18 事業所 (7.3%)

イ 児童発達支援センター

① 6か月ごとに実施する		11 事業所 (61.1%)
② 每学期ごとで年間3回実施する		6 事業所 (33.3%)
③ その都度実施する		1 事業所 (5.6%)
④ 不定期	0	
⑤ その他		2 事業所 (11.1%)

〔その他〕

- ・個別援助計画に基づき、基本的には毎月実施している。
- ・3ヶ月ごとに実施している。
- ・きわめて困難ケースな場合や親から特別に協力を求められた個別なケースはその都度。
 - ・3～4ヶ月ごとに実施。
 - ・2ヶ月に1回程度の施設参観等を開催する予定で、その都度保護者と面談し、現状把握と新しいニーズの確認を行う予定です。
 - ・個別支援計画で重点的な課題を数点あげ、それらの数値評価を行い、「見える化」したデータで利用者の課題克服とステップアップを目指したいと考えている。
 - ・必要に応じ

- ・年3回
- ・ケアの状態が変わる都度実施する
- ・利用者実態に応じて
- ・毎月
- ・基本的には6か月ごとに実施しているが、学校や家庭で問題等が起こったり、6か月以内でも計画案が達成された際にはモニタリングの実施と計画案の作成を行っている。
- ・基本的には3か月、6か月後は、6か月間隔ですが、子どもの状態の変化や環境が変わったとき
 - ・6か月以内であっても更新時には、モニタリングする。
 - ・3か月から6か月で行っている。
 - ・課題がある時

(11) サービス等利用計画の作成状況

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 相談支援専門員が作成		221 事業所 (90.2%)
② セルフプラン		166 事業所 (67.8%)

(重複回答有り)

[単位：事業所数、(構成比)]

事業種別	① 相談支援専門員が作成	② セルフプラン
児童発達支援事業所	15 (93.8%)	9 (56.3%)
放課後等デイサービス事業所	155 (89.6%)	121 (69.9%)
多機能型事業所	51 (87.9%)	36 (64.3%)
小 計	221 (90.2%)	166 (67.8%)
児童発達支援センター	17 (94.4%)	9 (50.0%)

※「多機能型事業所」は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業を実施している事業所

(12) サービス等利用計画の「相談支援専門員」と「セルフプラン」の作成割合

[単位：事業所数、(構成比)]

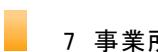
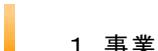
相談支援専門員の作成割合	セルフプランの作成割合	障害児通所支援事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス)	児童発達支援センター
10%以下	90%以上	4 (1.6%)	0 (0%)
11%以上 30%未満	71%以上 90%未満	20 (8.1%)	2 (11.1%)
30%以上 50%未満	51%以上 70%以下	28 (11.4%)	3 (16.7%)
50%	50%	20 (8.1%)	0 (0%)
51%以上 70%以下	30%以上 50%未満	16 (6.5%)	0 (0%)
71%以上 90%未満	30%未満 11%以上	28 (11.4%)	1 (5.6%)
90%以上	10%以下	37 (15.1%)	2 (11.1%)

(13) セルフプランの作成方法について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 利用児童の保護者が作成		124 事業所 (50.6%)
② 自事業所で作成の支援を行う		73 事業所 (29.8%)

イ 児童発達支援センター

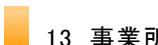
① 利用児童の保護者が作成		7 事業所 (38.9%)
② 自事業所で作成の支援を行う		1 事業所 (5.6%)

5 他機関、学校との連携について

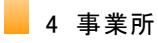
(1) 他機関との連携状況（連携している機関）

[複数回答]

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① こども家庭センター（児童相談所）		64 事業所 (26.1%)
② 相談支援事業所		216 事業所 (88.2%)
③ 保育所/幼稚園/小中高等学校		150 事業所 (61.2%)
④ 特別支援学校		141 事業所 (57.6%)
⑤ 児童発達支援センター		71 事業所 (29.0%)
⑥ 医療機関		85 事業所 (34.7%)
⑦ 発達障害者支援センター		32 事業所 (13.1%)
⑧ 他の利用している事業所		145 事業所 (59.2%)
⑨ その他		13 事業所 (5.3%)

イ 児童発達支援センター

① こども家庭センター（児童相談所）		14 事業所 (77.8%)
② 相談支援事業所		11 事業所 (61.1%)
③ 保育所/幼稚園/小中高等学校		18 事業所 (100%)
④ 特別支援学校		16 事業所 (88.9%)
⑤ 児童発達支援センター		3 事業所 (16.7%)
⑥ 医療機関		15 事業所 (83.3%)
⑦ 発達障害者支援センター		4 事業所 (22.2%)

⑧ 他の利用している事業所	 5 事業所 (27.8%)
⑨ その他	 1 事業所 (5.6%)

[その他]

- ・スクールソーシャルワーカー
- ・行政（保健、児童福祉、障害福祉部署）
- ・大学
- ・基幹相談支援センター
- ・教育委員会
- ・児童養護施設

(2) 学校との連携について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① よく連携できている		106 事業所 (43.3%)
② 連携したいができないことがある		135 事業所 (55.1%)

【障害児通所支援事業所の事業種別の状況】

(重複回答、無回答有り)

[単位：事業所数、(構成比)]

事業種別	① よく連携できている	② 連携したいができないことがある
児童発達支援事業所	5 (31.3%)	5 (31.3%)
放課後等デイサービス事業所	78 (45.1%)	95 (54.9%)
多機能型事業所	23 (41.1%)	35 (62.5%)
小計	106 (43.3%)	135 (55.1%)
児童発達支援センター	12 (66.7%)	5 (27.8%)

※「多機能型事業所」は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業を実施している事業所

イ 児童発達支援センター

① よく連携できている		12 事業所 (66.7%)
② 連携したいができないことがある		5 事業所 (27.8%)

6 質の向上について

(1) 職員のマネジメントについて

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 職員連携はよく出来ている		88 事業所 (35.9%)
② ある程度出来ている		146 事業所 (59.6%)
③ あまりできていない		7 事業所 (2.9%)
④ 不十分である		3 事業所 (1.2%)

【障害児通所支援事業所の事業種別の状況】

(無回答有り)

[単位：事業所数、(構成比)]

事業種別	①職員連携はよくできている	②ある程度できている	③あまりできていない	④不十分である
児童発達支援事業所	5 (31.3%)	10 (62.5%)	1 (6.3%)	0 (0%)
放課後等デイサービス事業所	58 (33.5%)	108 (62.4%)	5 (2.9%)	2 (1.2%)
多機能型事業所	25 (43.1%)	28 (50.0%)	1 (1.8%)	1 (1.8%)
小計	88 (35.9%)	146 (59.6%)	7 (2.9%)	3 (1.2%)
児童発達支援センター	9 (50.0%)	8 (44.4%)	0 (0%)	0 (0%)

※「多機能型事業所」は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業を実施している事業所

イ 児童発達支援センター

① 職員連携はよく出来ている	 9 事業所 (50.0%)
② ある程度出来ている	 8 事業所 (44.4%)
③ あまりできていない	0
④ 不十分である	0

(2) 職場内での情報共有について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① よく出来ている	 102 事業所 (41.6%)
② ある程度出来ている	 135 事業所 (55.1%)
③ あまりできていない	 6 事業所 (2.4%)
④ 不十分である	 1 事業所 (0.4%)

【事業種別の状況】

(無回答有り)

[単位：事業所数、(構成比)]

事業種別	① よくできている	②ある程度できている	③あまりできていない	④不十分である
児童発達支援事業所	6 (37.5%)	10 (62.5%)	0 (0%)	0 (0%)
放課後等デイサービス事業所	73 (42.2%)	95 (54.9%)	4 (2.3%)	1 (0.6%)
多機能型事業所	23 (41.1%)	30 (53.6%)	2 (3.6%)	0 (0%)
小計	102 (41.6%)	135 (55.1%)	6 (2.4%)	1 (0.4%)
児童発達支援センター	9 (50.0%)	8 (44.4%)	0 (0%)	0 (0%)

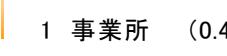
※「多機能型事業所」は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業を実施している事業所

イ 児童発達支援センター

① よく出来ている		9 事業所 (50.0%)
② ある程度出来ている		8 事業所 (44.4%)
③ あまりできていない	0	
④ 不十分である	0	

(3) チーム意識について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 意識は十分ある		101 事業所 (41.2%)
② ある程度意識はある		131 事業所 (53.5%)
③ あまりチーム意識がない		11 事業所 (4.5%)
④ 不十分である		1 事業所 (0.4%)

【事業種別の状況】

(無回答有り)

[単位：事業所数、(構成比)]

事業種別	① 意識は十分ある	② ある程度意識はある	③ あまりチーム意識がない	④ 不十分である
児童発達支援事業所	6 (37.5%)	9 (56.3%)	1 (6.3%)	0 (0%)
放課後等デイサービス事業所	72 (41.6%)	93 (53.8%)	7 (4.0%)	1 (0.6%)
多機能型事業所	23 (41.1%)	29 (54.1%)	3 (5.3%)	0 (0%)
小計	101 (41.2%)	131 (53.5%)	11 (4.5%)	1 (0.4%)
児童発達支援センター	10 (55.6%)	5 (27.8%)	0 (0%)	0 (0%)

※「多機能型事業所」は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業を実施している事業所

イ 児童発達支援センター

① 意識は十分ある	 10 事業所 (55.6%)
② ある程度意識はある	 5 事業所 (27.8%)
③ あまりチーム意識がない	0
④ 不十分である	0

(4) 従業者の療育経験について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 十分な療育経験がある	 28 事業所 (11.4%)
② ある程度療育経験がある	 162 事業所 (66.1%)
③ あまり療育経験がない	 56 事業所 (22.9%)
④ 不十分である	 10 事業所 (4.1%)

【事業種別の状況】

(重複回答、無回答有り)

[単位：事業所数、(構成比)]

事業種別	①十分な療育 経験がある	②ある程度療 育経験がある	③あまり療育 経験がない	④不十分で ある
児童発達支援事業所	1 (6.3%)	12 (75.0%)	3 (18.8%)	1 (6.3%)
放課後等デイサービス 事業所	19 (11.0%)	111 (64.2%)	43 (24.9%)	6 (3.5%)
多機能型事業所	8 (30.8%)	39 (67.2%)	10 (17.9%)	3 (5.2%)
小計	28 (11.4%)	162 (66.1%)	56 (22.9%)	10 (4.1%)
児童発達支援センター	6 (33.3%)	12 (66.7%)	3 (16.7%)	0 (0%)

※「多機能型事業所」は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業を実施している事業所

イ 児童発達支援センター

① 十分な療育経験がある	 6 事業所 (33.3%)
② ある程度療育経験がある	 12 事業所 (66.7%)
③ あまり療育経験がない	 3 事業所 (16.7%)
④ 不十分である	0

(5) 療育技術について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 十分な療育技術がある	 29 事業所 (11.8%)
② ある程度療育技術がある	 167 事業所 (68.2%)
③ あまり療育技術がない	 49 事業所 (20.0%)
④ 不十分である	 9 事業所 (3.7%)

【事業種別の状況】

(重複回答有り)

[単位：事業所数、(構成比)]

事業種別	① 十分な療育技術がある	②ある程度療育技術がある	③あまり療育技術がない	④不十分である
児童発達支援事業所	2 (12.5%)	11 (68.8%)	3 (18.8%)	1 (6.3%)
放課後等デイサービス事業所	20 (11.6%)	111 (64.2%)	40 (23.1%)	6 (3.5%)
多機能型事業所	7 (12.5%)	45 (80.4%)	6 (3.6%)	2 (3.6%)
小計	29 (11.8%)	167 (68.2%)	49 (20.0%)	9 (3.7%)
児童発達支援センター	7 (38.9%)	15 (83.3%)	1 (5.6%)	0 (0%)

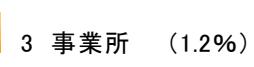
※「多機能型事業所」は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業を実施している事業所

イ 児童発達支援センター

① 十分な療育技術がある	 7 事業所 (38.9%)
② ある程度療育技術がある	 15 事業所 (83.3%)
③ あまり療育技術がない	 1 事業所 (5.6%)
④ 不十分である	0

(6) 児童に対する気配り・配慮について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 十分な気配り・配慮が出来る	 114 事業所 (46.5%)
② ある程度気配り・配慮が出来る	 130 事業所 (53.1%)
③ あまり気配り・配慮が出来ていない	 4 事業所 (1.6%)
④ 不十分である	 3 事業所 (1.2%)

イ 児童発達支援センター

① 十分な気配り・配慮が出来る	 8 事業所 (44.4%)
② ある程度気配り・配慮が出来る	 12 事業所 (66.7%)
③ あまり気配り・配慮が出来ていない	0
④ 不十分である	0

(7) 児童の安全確保について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① いつも安全確保に配慮している		200 事業所 (81.6%)
② ある程度安全確保に配慮している		41 事業所 (16.7%)
③ 時々安全確保を怠ることがある		4 事業所 (1.6%)
④ 不十分である		1 事業所 (0.4%)

イ 児童発達支援センター

① いつも安全確保に配慮している		17 事業所 (94.4%)
② ある程度安全確保に配慮している		1 事業所 (5.6%)
③ 時々安全確保を怠ることがある	0	
④ 不十分である	0	

(8) 原因解明、反省、改善について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 十分に行っている		151 事業所 (61.6%)
② ある程度行っている		86 事業所 (35.1%)
③ あまり行っていない		6 事業所 (2.4%)
④ 不十分である		4 事業所 (1.6%)

イ 児童発達支援センター

① 十分に行っている	 13 事業所 (72.2%)
② ある程度行っている	 5 事業所 (27.8%)
③ あまり行っていない	0
④ 不十分である	0

(9) 所内研修の実施状況について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 所内研修を実施している	 208 事業所 (84.9%)
② 所内研修を実施していない	 25 事業所 (10.2%)
③ その他	 18 事業所 (7.3%)

【障害児通所支援事業所の事業種別の状況】

(重複回答有り)

[単位：事業所数、(構成比)]

事業種別	① 所内研修を実施している	② 所内研修を実施していない	③ その他
児童発達支援事業所	11 (68.8%)	2 (12.5%)	3 (18.8%)
放課後等デイサービス事業所	146 (84.4%)	21 (12.1%)	10 (5.8%)
多機能型事業所	51 (91.1%)	2 (3.6%)	5 (8.9%)
小計	208 (84.9%)	25 (10.2%)	18 (7.3%)
児童発達支援センター	18 (100%)	0 (0%)	0 (0%)

※「多機能型事業所」は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業を実施している事業所

[その他]

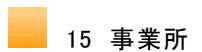
- ・月間会議の中で、外部研修の伝達講習や、その他療育に必要な研修会を実施
- ・会社全体での研修会の方が多いので、スタッフ全員が出席しているわけではなく、一人が受けて、その後に所内報告が多い。
- 発達障害、感覚統合、制度、
- ・所内の研修では追いつかないため、専門機関（訪問訓練、医療機関）などで専門的な研修にも参加している。
- ・接遇関係、虐待防止、個人情報保護、身体拘束
- ・事業所内ではなく、社内研修に参加している。
- ・事例検討
- ・指導員に研修内容の希望を募っている。また、国内外の参考例を積極的に取り入れている。
- ・法人内研修の実施
- ・各職員が研修に出向き、事業所に持ち帰りフィードバックを行いスキル向上を図る。

(10) 所内研修を実施している事業所の所内研修の実施頻度について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 定期的に実施している		137 事業所 (55.9%)
② 不定期に実施している		93 事業所 (38.0%)

イ 児童発達支援センター

① 定期的に実施している		15 事業所 (83.3%)
② 不定期に実施している		3 事業所 (16.7%)

(11) 所内研修を定期的に実施している場合の実施頻度について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 週1回程度	 14 事業所 (5.7%)
② 月に1回程度	 82 事業所 (33.5%)
③ 3か月に1回程度	 40 事業所 (16.3%)
④ 6か月に1回程度	 15 事業所 (6.1%)
⑤ その他	 17 事業所 (6.9%)

イ 児童発達支援センター

① 週1回程度	0
② 月に1回程度	 9 事業所 (50.0%)
③ 3か月に1回程度	 1 事業所 (5.6%)
④ 6か月に1回程度	 2 事業所 (11.1%)
⑤ その他	 3 事業所 (16.7%)

[その他]

- ・ほぼ毎日。
- ・利用者の状況に応じて、その都度行っている。
- ・定例の研修のほかに外部の講師の日程に合わせて臨時に行っている。
- ・入社時と、その後はOJT
- ・「研修」としてはやっていないが、毎日のワークの中で行っている。
- ・年間計画に基づいて実施
- ・月に2回程度、2月に3回、年1回、年に3回、年間15回程度、月2回

(12) 所内研修の具体的内容について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 各役割分担がある		71 事業所 (29.0%)
② PDCAに基づく研修		41 事業所 (16.7%)
③ 外部講師を招いての研修		104 事業所 (42.4%)
④ 事業所職員による内部講師の研修		144 事業所
⑤ その他		8 事業所 (3.3%)

イ 児童発達支援センター

① 各役割分担がある		13 事業所 (72.2%)
② PDCAに基づく研修		0
③ 外部講師を招いての研修		14 事業所 (77.8%)
④ 事業所職員による内部講師の研修		12 事業所 (66.7%)
⑤ その他		12 事業所 (66.7%)

[その他]

- ・全て所内ではなく、会社全体の研修会です。
- ・特別支援学校の行事参加後、感想、意見を交換し研修する。
- ・土曜広場の行事宗省吾、反省会を開き、支援の仕方について研修を深めている。
- ・県外研修については、できるだけ発表することにより、発表マニュアルを検討、研修する。
- ・事例検討を行う。
- ・ワークショップなどを開いて、子どもたちと一緒に研修をしている。（例：サルササガムテープとの共演、大学講師の音楽家と現代音楽の共演、コンテンポラリーダンサーとのワークショップ、笑いヨガのワークショップ）

- ・毎月のケア会議検討会・ミーティング
- ・療育内容についての今後の方向性
- ・他事業所での実習など
- ・DVD等
- ・外部研修の報告研修
- ・学習会
- ・ケース検討、教材研究、療育内容等
- ・エビデンス研修

(13) 外部研修への参加状況

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 年1～2回程度	 84 事業所 (34.3%)
② 年3～5回程度	 77 事業所 (31.4%)
③ 年6～10回程度	 45 事業所 (18.4%)
④ 年12回以上	 18 事業所 (7.3%)
⑤ 参加していない	 13 事業所 (5.3%)

イ 児童発達支援センター

① 年1～2回程度	 4 事業所 (22.2%)
② 年3～5回程度	 8 事業所 (44.4%)
③ 年6～10回程度	 2 事業所 (11.1%)
④ 年12回以上	 1 事業所 (5.6%)
⑤ 参加していない	0

(14) これまで受講した外部研修について

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 発達障害支援スキルアップ研修(療育支援) 〔広島県実施〕	 95 事業所 (38.8%)
② 障害児通所支援事業所職員等向けアドバンス 研修〔広島県実施〕	 28 事業所 (11.4%)
③ サービス管理責任者等フォローアップ研修〔広 島県実施〕	 69 事業所 (28.2%)
④ 強度行動障害支援者養成研修〔広島県実施〕	 55 事業所 (22.4%)
⑤ 広島県社会福祉協議会が実施する研修	 91 事業所 (37.1%)
⑥ 経営管理研修	 21 事業所 (8.6%)
⑦ その他	 98 事業所 (40.0%)

イ 児童発達支援センター

① 発達障害支援スキルアップ研修(療育支援) 〔広島県実施〕	 7 事業所 (38.9%)
② 障害児通所支援事業所職員等向けアドバンス 研修〔広島県実施〕	0
③ サービス管理責任者等フォローアップ研修〔広 島県実施〕	 6 事業所 (33.3%)
④ 強度行動障害支援者養成研修〔広島県実施〕	 4 事業所 (22.2%)
⑤ 広島県社会福祉協議会が実施する研修	 9 事業所 (50.0%)
⑥ 経営管理研修	 3 事業所 (16.7%)
⑦ その他	 5 事業所 (27.8%)

[その他の研修の内容]

① 行政が主催する研修

- ・広島県障害者虐待防止・権利擁護研修
- ・相談支援員研修（初任者研修）
- ・広島市こども療育センターで定期的に開催されている研修
- ・発達障害初級・中級指導者研修
- ・三原市が実施する研修、地域の大学が実施する研修
- ・福山市発達支援セミナー

② 関係団体が主催する研修

- ・AMWEC認定発達障害コミュニケーション初級指導者講習
- ・実施指導対策セミナー
- ・自閉症協会主催の研修
- ・感覚統合訓練研修
- ・全障研が行う発達研修などの参加
- ・事業所連絡会主催の研修
- ・感覚統合学会入門コース
- ・ゼロから始める 自閉症サポーター講座
- ・行動療法とHPST(肥前式親訓練プログラム)
- ・アーツカウンシル東京のワークショップ
- ・鞆の津ミュージアムの見学・講演会
- ・アメニティーフォーラム（大津）
- ・ポコラアート（東京）のフォーラム
- ・CDSJapan の研修
- ・広島県東部通園療育機関協議会
- ・広島県放課後ネット・PECS 発達保障講座、地域における療育の充実に向けた専門研修。
- ・色彩カウンセラー研修（1）（2）
- ・自閉症スペクトラム研修
- ・ハロウィック水泳法研修（国際インストラクターを招聘）
- ・発達障害児のコミュニケーション（発達協会 言語聴覚士を招聘）
- ・きれやすい子どもの理解と対応
- ・障害をもつ娘との暮らしから学んだこと
- ・福山発達支援セミナー
- ・福山発達障害いろは学習会
- ・自閉症講座
- ・自閉症スペクトラムの構造化のための研修、ペアレントプログラム研修
- ・児童支援部会主催の研修

- ・全国重症心身障害日中活動支援協議会
- ・「ゼノ」こばと園療育研修
- ・療育技術や発達検査の研修、学会での発表
- ・発達協会セミナー
- ・K式発達検査に関する研修
- ・知的障害者福祉協会関係の研究大会
- ・行政主催コーディネーター育成基礎講座
- ・三原市社会福祉協議会が実施する研修
- ・発達障害いろは学習会
- ・広島子どもの心研究会
- ・広島NLP臨床応用研究会
- ・広島児童青年精神医学研究会
- ・尾道市自立支援協議会が定例会で行う、自閉症スペクトラムについての研修
- ・音楽療法学会
- ・はつかいち福祉ねっとやきらりあ主催による差別解消法の研修や虐待防止の研修
 - ・「自己啓発研修（仕事について）」
 - ・みんなの勉強会
 - ・感覚統合研究大会
 - ・広島ミュージックケア研究会による音楽療法の研修
 - ・発達障害コミュニケーション指導者認定初級講座
 - ・「発達障害・特性シート」研修会
 - ・全障研発達保障講座 社会性の発達を学ぶ
 - ・ビジョントレーニング指導者養成講座
 - ・重症児ディサービス全国大会
 - ・ボイズタウン・コモンセンスペアレンティング
 - ・ブレインジム入門講座
- ペアレントトレーニング研修
 - ・発達障害コミュニケーション初級
 - ・こばと園療育セミナー
 - ・管理者研修やチームビルディング・マネジメント研修
 - ・「ADOS2」、「RDI」、「PECS」、「自閉症支援者研修会」、「コミック会話」、「自閉症スペクトラムの性の問題」、「ICT活用講座」
 - ・全国障害者問題研究会の講演
 - ・言語療法士によることばの発達、プレイスによる研修
 - ・T E A C C Hファイブデイ・アドバンス・P E C S研修・ミュージック・ケア初級研修

③ その他

- ・他事業者が開催した講演会
- ・放送大学の講座をテレビで視聴
- ・小児看護・小児の機能訓練など。
- ・専門学会への参加
- ・地域の発達、心理、教育の様々な分野の研修会
- ・法人主催の広域な学習会
- ・ガイドヘルパー研修
- ・障害別の特性を学べる研修
- ・地域における療育の充実に向けた専門研修
- ・HAP 代表の筑波大学講演に伴う施設見学
- ・広島大学教育学部の特別支援学級の対象の美術教育ワークショップ
- ・地域マネージャによる研修
- ・サービス管理者交流会研修
- ・自主サークルの研修
- ・福山市立大学発達障害セミナー
- ・普通救命講習会
- ・民生委員協議会主催の研修
- ・三原市町づくり推進協議会
- ・大阪医科大学L Dセンターの研修

(15) その他のスキルアップのために取り組んでいること

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 図書の整備	165 事業所 (67.3%)
① 研修用DVDの視聴	50 事業所 (20.4%)
② その他	32 事業所 (13.1%)

イ 児童発達支援センター

① 図書の整備	10 事業所 (55.6%)
① 研修用DVDの視聴	8 事業所 (44.4%)
② その他	6 事業所 (33.3%)

[その他]

- ・他事業所での取組などを調べたり、見学して、参考にしたりしている。
- ・スタッフ会議で意見を出し合う。
- ・参考になりそうなテレビ番組、映画などを見る。（職員だけでなく保護者の人にも知らせる。）
- ・外部研修等への参加者には、レポート提出させて所内全員で共有。
- ・法人内における、専門分野への相談、助言。
- ・職場間交流
- ・実践検討会（こども療育センター全体）
- ・ケース検討、多職種連携、実践報告。
- ・資料の配布
- ・支援に役立つ講座受講や認定取得の推奨と助成（事業所による出張対応・経費負担等）
- ・書籍の作成
- ・勉強会（文献利用）
- ・実習
- ・施設内公開療育
- ・発達成長に応じた言葉かけ介助の確認実践
- ・自主研修費を出す
- ・講師の先生の動画配信を職員ミーティングの時に見て勉強している。
- ・模擬授業を行い、問題点は改善していく。

(16) 利用児童の将来に向けて、事業所で行っていること

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）



イ 児童発達支援センター

① 地域との繋がりを作る		9 事業所 (50.0%)
② 保護者同士のサークル等、自主的な活動のサポート		11 事業所 (61.1%)
③ 障害や福祉に関する学習会、講演会等の企画運営		14 事業所 (77.8%)
④ その他		4 事業所 (22.2%)

(17) 職員の能力向上への動機付けや質の高い支援のための環境整備について

[複数回答]

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 研修計画を策定している		102 事業所 (41.6%)
② 事業の目的、運営方針の見直しやタイムテーブルや活動プログラムの立案等に当たって、職員が積極的に関与してチームで行い、現場から自発的に質を向上させる提案を吸い上げ、反映させている。		112 事業所 (45.7%)
③ 職員に対して、事業の目的及び運営方針を始めとした運営規程の内容を様々な機会を通じて、繰り返し徹底を図っている。		104 事業所 (42.4%)
④ 事業所としての業務改善の目標設定とその振り返りを行い、広く職員が参画して、複数のサイクル(年間のほか月間等)で、PDCAサイクルにより、不斷に業務改善を進めている。		58 事業所 (23.7%)
⑤ 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化を図っている。		221 事業所 (90.2%)

⑥ 支援終了後には、職員間で必ず打合せ(ミーティング)をし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	 134 事業所 (54.7%)
⑦ 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている。	 68 事業所 (27.8%)
⑧ 仕事と家庭が両立できるよう、職員間で援助できる関係作り等の働きやすい職場づくりに努めている。	 178 事業所 (72.7%)
⑨ その他	 4 事業所 (1.6%)

イ 児童発達支援センター

① 研修計画を策定している	 17 事業所 (94.4%)
② 事業の目的、運営方針の見直しやタイムテーブルや活動プログラムの立案等に当たって、職員が積極的に関与してチームで行い、現場から自発的に質を向上させる提案を吸い上げ、反映させている。	 5 事業所 (27.8%)
③ 職員に対して、事業の目的及び運営方針を始めとした運営規程の内容を様々な機会を通じて、繰り返し徹底を図っている。	 8 事業所 (44.4%)
④ 事業所としての業務改善の目標設定とその振り返りを行い、広く職員が参画して、複数のサイクル(年間のほか月間等)で、PDCAサイクルにより、不斷に業務改善を進めている。	 1 事業所 (5.6%)
⑤ 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化を図っている。	 16 事業所 (88.9%)
⑥ 支援終了後には、職員間で必ず打合せ(ミーティング)をし、その日行	 13 事業所 (72.2%)

われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	
⑦ 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている。	 7 事業所 (38.9%)
⑧ 仕事と家庭が両立できるよう、職員間で援助できる関係作り等の働きやすい職場づくりに努めている。	 11 事業所 (61.1%)
⑨ その他	0

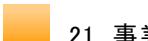
[その他]

- ・人事評価の基本的要件の着眼点の中にスキルアップの項目を設け、質の高い支援ができるよう意識付けしている。
- ・報酬面など労働環境の整備
- ・障害福祉に係る研修だけでなく、社会人マナー等の研修受講（会社負担）、差し入れや食事会、会社負担で医療保険、任意労災加入、有給の時間単位取得制度
- ・短時間性社員制度の導入による安定雇用と働きやすさへの配慮
- ・十分な人員配置
- ・職員の希望・提案による内部研修及び外部研修や認定講座等の受講支援
- ・支援の開始前に、スタッフでミーティングを行い、その日の活動の確認を行っている。
- ・特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに、スーパーバイズしてもらっている。

(18) 研修計画を策定している事業所の計画策定の内容

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 長期的な視点の研修計画を策定している。	 32 事業所 (13.1%)
② 職員のレベルに応じた研修計画を策定している。	 80 事業所 (32.7%)
③ 研修の目的を明確にしている。	 64 事業所 (26.1%)

④ 事業所内で、PDCAにより、研修計画を評価・見直しする仕組みがある。	 21 事業所 (8.6%)
--------------------------------------	--

イ 児童発達支援センター

① 長期的な視点の研修計画を策定している。	 4 事業所 (33.3%)
② 職員のレベルに応じた研修計画を策定している。	 13 事業所 (72.2%)
③ 研修の目的を明確にしている。	 10 事業所 (55.6%)
④ 事業所内で、PDCAにより、研修計画を評価・見直しする仕組みがある。	 1 事業所 (5.6%)

(19) 事業所を運営していく上で、困っていること〔3つまで、選択〕

ア 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 個別支援計画の実行が難しい。	 70 事業所 (28.6%)
② 活動内容が、子どもの実態にあっていない。	 46 事業所 (18.8%)
③ 学校や家庭からトラブルがあった時の情報提供がない。	 46 事業所 (18.8%)
④ 子どもというよりは、保護者の要求に応えざるを得ない。	 83 事業所
⑤ 学校での活動内容や子どもの様子がわからない。	 83 事業所
⑥ 保護者との信頼関係が作れない。	 8 事業所 (3.3%)
⑦ 職員の入れ替わりが多い。	 59 事業所 (24.1%)
⑧ 他機関（医療）や他事業所（相談支援事業所等）との連携が難しい。	 47 事業所 (19.2%)

イ 児童発達支援センター

① 個別支援計画の実行が難しい。	 2 事業所 (11.1%)
② 活動内容が、子どもの実態にあっていない。	 3 事業所 (16.7%)
③ 学校や家庭からトラブルがあった時の情報提供がない。	 1 事業所 (5.6%)
④ 子どもというよりは、保護者の要求に応えざるを得ない。	 4 事業所 (22.2%)
⑤ 学校での活動内容や子どもの様子がわからない。	 1 事業所 (5.6%)
⑥ 保護者との信頼関係が作れない。	 3 事業所 (16.7%)
⑦ 職員の入れ替わりが多い。	 4 事業所 (22.2%)
⑧ 他機関(医療)や他事業所(相談支援事業所等)との連携が難しい。	 1 事業所 (5.6%)

ア 個別支援計画の実行が難しい理由

(ア) 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 障害特性や発達等の基礎知識が足りない。	 22 事業所 (9.0%)
② 情報や課題の整理ができない。	 13 事業所 (5.3%)
③ 人材が足りない。	 24 事業所 (9.8%)
④ 時間内で個別支援計画の作成ができない。	 34 事業所 (13.9%)

(イ) 児童発達支援センター

① 障害特性や発達等の基礎知識が足りない。	 1 事業所 (5.6%)
② 情報や課題の整理ができない。	 1 事業所 (5.6%)
③ 人材が足りない。	0
④ 時間内で個別支援計画の作成ができない。	 2 事業所 (11.1%)

イ 活動内容が、子どもの実態にあっていない理由

(ア) 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 様々な状態の子どもがいる。	 39 事業所 (15.9%)
② 支援技術が不足している。	 19 事業所 (7.8%)
③ 特化した活動を行っている。	 1 事業所 (0.4%)

(イ) 児童発達支援センター

① 様々な状態の子どもがいる。	 2 事業所 (11.1%)
② 支援技術が不足している。	 0 事業所
③ 特化した活動を行っている。	 1 事業所 (5.6%)

ウ 子どもというよりは、保護者の要求に応えざるを得ない理由

(ア) 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 運営上仕方ない。	 41 事業所 (16.7%)
② レスパイトを目的として	 30 事業所 (12.2%)
③ 緊急措置として	 20 事業所 (8.2%)

(イ) 児童発達支援センター

① 運営上仕方ない。	 1 事業所 (5.6%)
② レスパイトを目的として	 2 事業所 (11.1%)
③ 緊急措置として	0

エ 学校での活動内容や子どもの様子がわからない理由

(ア) 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 保護者や学校と連携が取れない。	 37 事業所 (15.1%)
② 情報共有のやり方がわからない。	 22 事業所 (9.0%)
③ その他	 22 事業所 (9.0%)

(イ) 児童発達支援センター

① 保護者や学校と連携が取れない。	 1 事業所 (5.6%)
② 情報共有のやり方がわからない。	0
③ その他	0

[その他]

- ・学校からの情報は、こちらから問わない限り入らない。連携の構築が難しい。
- ・学校との直接的な連携は薄く、保護者も学校での様子を十分に把握していないといったことがある。
- ・特別支援学校との連携がしづらい。
- ・保護者との連携は取れるが、保護者側の話しか、聞くことが出来ておらず、じっくり先生と話をすることが、なかなか出来ない。
- ・学校や家庭で大きな問題が起こらない限り連携をとることはなく、日常の子どもの様子を見るようなチャンスがない。
- ・学校によっては、児童の学校での様子などを教えてくれない。
- ・その日一日の内容を聞くようにしているが、「変わりないです」の返答を聞いているだけでいいのかと思っている。
- ・保護者からの情報だけでは偏りがある。学校の様子を保護者が理解していない。
- ・こちらの努力も必要ですが、地域の学校の先生が放課後等デイサービスの理解が少なく情報提供を拒まれているし、子どもたちを迎えて行っても顔を出されない方が多い。
- ・学校や家庭での様子は、子どもの異変があって、学校や家庭に連絡を取り、初めて理由が分かることが多い。学校も家庭も、問題を伏せていることが多い。

- ・保護者からの情報はもらえるが、学校と連携することが難しい。
- ・大まかな様子や支援内容は分かっているが、その日当日の変化や様子が分からない。連絡帳みたいなものが必要だと思う。
- 送迎者が様子を伺うが十分な時間が取れない。
- ・保護者からの視線での学校での様子などは情報を得られるが、学校側からの情報は得られない。
- ・担当者が十分に学校場面の活動に参加できていない。

オ 職員の入れ替わりが多い理由

(ア) 障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 人材育成システムが機能しない。	 18 事業所 (7.3%)
② 給料が安い。	 21 事業所 (8.6%)
③ モチベーション向上に苦労している。	 27 事業所 (11.0%)
④ その他	 19 事業所 (7.8%)

(イ) 児童発達支援センター

① 人材育成システムが機能しない。	 1 事業所 (5.6%)
② 給料が安い。	 2 事業所 (11.1%)
③ モチベーション向上に苦労している。	 1 事業所 (5.6%)
④ その他	 2 事業所 (11.1%)

[その他]

- ・マネージメントのスキル不足と、福祉業界に応募して来られる人の質と他業界に応募して来られる人の質の差が有るようと思われることにより、マネージメントが上手くいかない。

- ・職員家族の介護のための退職がある。
- ・児童からの暴言や暴力などが日々積み重なり、ストレス過多になり、やりがいが軽減されていき、退職へと向かっていると感じている。
- ・求人を出しても、時間帯が合わなかつたり（終了時間が遅い。朝から働きたい）、利用児童の障害を理解できず（特に発達障害児）に、長続きしない。
- ・若い方の定着が難しいし、学生など若い人材の採用（パート・アルバイト）が進まない。（応募がない）
- ・その都度、利用者さんの状況を、最初から説明し、理解してもらわないとならない。継続した支援を行う上で、課題がある。
- ・パートの先生が続かない。パートでできる仕事ではない。
- ・研修を受講している職員が少なく、いろいろな面で対応に苦労している。
- ・正規職員は異動があるため、利用者、支援に慣れる機関が要る。
- ・適職か否かを短期間で判断しがちで、離職してしまった。
- ・女性の多い職場であり、出産、育休、主人の転勤等が重なると厳しいことがある。募集しても人が集まらず、やはり給料や休暇、仕事の煩雑さなどがあると感じている。
- ・子育てとの両立や保育所入園の難しさがあることから、出産後は退職するケースが続いている。
- ・スキルアップしたら辞めていく。
- ・入れ替わりというよりも人材不足である。
- ・療育方針に相違がある場合がある。

力 他機関（医療）や他事業所（相談支援事業所等）との連携が難しい理由

（ア）障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① やり方がわからない。	 13 事業所 (5.3%)
② 職員が、事業所から出て行けない。	 30 事業所 (12.2%)
③ 連携先が、わからない。	 4 事業所 (1.6%)

（イ）児童発達支援センター

① やり方がわからない。	0
② 職員が、事業所から出て行けない。	 1 事業所 (5.6%)
③ 連携先が、わからない。	0

7 事業所の運営で、課題と感じている意見

(1) 「職員の資質向上」について、課題と感じている意見

- ・職員のスキルアップを日々行う必要がある。研修で学んでも、いざ現場でとなるとなかなか反映されていないのが現状であり大きな課題である。
- ・職員一人ひとりのスキルアップ、向上心がとても重要なことと考える。
- ・療育に初めて携わる職員の育成については、積極的に外部研修等実施しているものの、時間がかかると考えている。様々な障害特性の子どもたちの療育を実施しているため、集団療育よりも個別療育に力を入れる必要があり、職員の資質向上が急務。
- ・障害の特性を理解した職員が少ないため、子どもに適切な支援が出来ていない。
- ・研修に参加したいが、利用者や支援員の状況であきらめなければいけなかつたりする。また、研修内容ももっと現実の悩みを解決できるようなものがあればとても助かる。児童発達支援管理責任者レベルだけではなく、支援員が参加できるような内容のものがあるととてもいいと思う。
- ・若い人材を採用して育てたい。
- ・計画立て、児童の状態を観察したり、スタッフに周知・助言したりというのは経験はもちろん、考え方・やる気・センスが伴ってきます。研修で取得できるのであれば支援に深く携わりたい職員もいるかと思う。
- ・研修などに参加し、スキルアップの向上。
- ・療育とは何か、療育の中で何を行うかについて、知識の積み上げがない。きちんとリーダーシップをとれる人材が少ない。その背景には職員の労働環境が当たり前のように悪いという問題がある。
- ・療育とは、障害特性や発達等の基礎知識を知っておかないと、実践が難しい分野にも関わらず、そういうことを知らない人たちが人材として増えると質を向上させるには、非常に難しいと思われる。
- ・初心者が悪いと言っているわけではなく、本気で学びたい、やってみたいと思う人を見つけることや、事務所も内での働きたいと思える環境(雰囲気カリキュラム、賃金等)も大事だと感じている。
- ・マンネリ化せず参加者が楽しんで実施できる療育活動
- ・各事業所の療育支援の質の向上に対する取組
- ・学童期だけでなく、幼児期や青年期などライフステージにわたる見識の広さと技術をもつこと。
- ・質の向上の質がそもそも何かという疑問を持っている。活動の専門性など形として見えやすいものによって判断されるものではないと思っている。子どもたちの放課後の居場所として安心できる環境づくりが大切だと考えている。その環境づくりが様々な障がいを持っている子どもたちが利用している状況の中とても難しく課題となっている。
- ・指導員一人ひとりの意識の向上、指導員の技術の向上。(指導員、個々によって療育に対しての意識の持ち方に差がある。)

〔「職員の資質向上」について、課題と感じている意見 …… 続き〕

- ・時間帯が合わず職員が集まらない（送迎時間を含むと19時ごろになる）、職員の人間性や価値観の差によって質も左右される。障害の程度により職員が1対1で付き添う場合の職員数の確保、近隣の住民の理解と協力が得られにくい。
- ・日頃の業務が忙しくて十分に研修ができないこと。職員人数が少ないので出張研修に参加させるのが難しい。
- ・ガイドラインによって、いろいろなことが明確になり、質の向上につながっている。「これでいいのかな」と思う事の確認ができる。「こんなやり方もあるのか」と情報が得られる。つどい、研修などが増えるといいなと感じている。
- ・管理者側が感じる事と支援者側が感じる事の違い。障害の知識を勉強しても実際の支援の中での戸惑いそれをまとめ導く管理者の力不足。
- ・新人職員の教育訓練、現認職員の指導教育、学校との連携。
- ・対外研修も、重度心身障害児の研修はなかなかやっておらず、研修へ出ることができない。（特別支援学校の先生に職員研修として依頼しているが、不定期のため継続的なアドバイスをもらいにくい）
- ・各教室の集団をまとめていくことと、個人についての現状や困り感などの把握、支援方法を考えていくことの両方があるので、知識だけでなく、経験を重ねていくことや体験型の研修を経験することが必要だと考える。また、当事業所は医療スタッフと一緒に支援を行っている。
- ・日頃の業務におわれ、自主学習や研修に派遣する機会が均等に保障されていない。
- ・支援の質の向上のために、いろいろな研修に参加したいが時間を作るのが難しい。時間を上手く活用し、多くの研修等に参加して一層の質の向上を図りたい。
- ・従業者の発達障害に対する理解と認識。利用者の立場にたった送迎プランが非常に複雑で難しい。

（1）－② 職員のスキルアップのために必要と思われること

- ・楽しく、働きがいのある職場作りを心がけている。スキルアップは、自分自身が目指す目標がないと、他人が口うるさく「スキルアップ」と言っても意味がない。職員自ら仕事に取り組めるように気を配っている。
- ・職員が、スキルアップしたいと思える動機付けが必要だと思う。
- ・従業員に対して、「何故この研修を受けなければいけないのか」の説明と納得又は自発的に受けたいという意識（モチベーション）が必須だと思う。
- ・指導員一人ひとりの特技、生きてきた経験値を子どもたちにどういかしていくかが必要であると思う。
- ・放課後等デイサービスとしては、ある程度ライフステージ全体に関する見識と、子どもと一緒に未来をプランニングしている力。療育的視点だけでは、社会に出ていく児童の支援は難しい。
- ・職員の意思統一、連携。

〔職員のスキルアップのために必要と思われること …… 続き〕

- ・人間性を高めるためにも、掃除や挨拶などは徹底している。
- ・職員自身の自主的学習、学びたいという意識
- ・他施設に行って、療育内容を勉強したり、情報交換等につながる視察等。（井の中の蛙にならないため）
 - ・困難事例解決に向けた事例検討会や講師を招いた特性理解と対応につながる座学。
 - ・基本的な知識は必要であるが子ども一人ひとり正確な指導の答えはないので子どもの特性をしっかり見抜く目を養うこと。
 - ・各々が普段の業務において、経験におけるスキルアップを意識し、その上で研修等で得た知識を実践することで経験力を高めていくことが必要。
 - ・利用者の課題に的確な支援が出来ること。
 - ・P D C A、記録、学校や家庭でのやり方を聞き込む、アセスメント
 - ・手話能力の向上
 - ・相談できる機関、人が必要。
 - ・モチベーションを高めるための処遇
 - ・資格取得のためのサポート（勤務体制、資格手当等）
 - ・職場内での雰囲気（研鑽しあえる関係、コーチング、O J T等）
 - ・人間性を磨く、子どもの発達の理解、専門的な知識の確保、コミュニケーション能力
 - ・スキルアップも必要だが、感性の乏しい人には、この仕事は向かないと思っている。その上で、常に向上心を持つ、各種研修に参加する、または、させる職場でありたい。
 - ・経験を重ねる。一步引いてまわりを見ることのできる人を育てる。
 - ・個々に対する理解。伝える方法。人権意識。コミュニケーション能力など
 - ・研修で得た内容を納得するだけではなく、人にわかりやすく説明することが大切だと思う。それと同時に自分がやろうとしている支援をどう支援員のみんなに伝えるか、自分の思いを言葉にして伝えることは難しく、スキルアップに直接かかわることではないかもしれないが、自分の考えを言葉にすることが必要だと思う。
 - ・子どもたちが関わっている施設や病院の見学（実際どのようなことをしているかを学ぶ）
 - ・障害をお持ちの保護者の方に、要望や実態等をお話しして頂き、実践での支援に結び付ける。
 - ・いろいろな支援方法を考えながら、職員間でタイムリーに共有する。
 - ・特にパート職員が十分な研修を積めるような、費用や時間の確保が必要。
 - ・本人の意識改革、実践に即した研修
 - ・実際にたくさんの児童と関わり体験と実践
 - ・自分本人が「子どもを教える」から「子どもを学ぶ」への意識改革。
 - ・半年に1回、仕事内容、専門性のチェックをシートを使い、職員一人ひとりが行っている。

〔職員のスキルアップのために必要と思われること …… 続き〕

- ・福祉の枠にとらわれない様々なジャンルでの研修をしていくことが、事業所のスキルアップになる。また、学びたい従業者には積極的に参加をしてもらう雰囲気作りが大切であると考えている。ヘルパー資格などの費用などは全額負担するなど、金銭面でのフォローも必要と思われる。
- ・事業所・職員とも、子ども達のための放課後等デイサービスについての意識を持つて、努力していくしかない。
- ・積極的に研修に参加する。
- ・基本となる障害特性の理解と、しっかりととした理論の整理、行動応用分析学の理解、P E C S を使っての支援方法の理解
- ・発達検査の研修をして、向上していきたい。
- ・アドバイザーを招喚してのケース会議(自発管を中心に)
- ・自立支援協議会を軸にした地域で作る研修システム
- ・各職員の意識向上。
- ・外部講師により教室開催中以外に、教室前後を含めた指導を行っている。
- ・まず定期的に経験豊富な他の事業所に行かせていただき、実践を通じて他の事業所の良い点を職員に吸収させたいと考えている。また、現在職員の提供しているサービス時間内の活動状況は常に録画しており、問題が発生した場合は発生時間を正確に記録させるようにしており、必要に応じて定例のミーティングでその場面を確認し、全員で議論するようにしている。また、議論した内容をルール化し、マニュアルとして整備する様に準備をしている。そのようにオペレーション化を図り、サービスの質の向上と平準化を図っていきたいと考えている。
- ・福祉関連の教材等を研修に活用し、全員で閲覧後討論することも今後行っていきたいと考えている。
- ・スキルアップのために研修会・講習会への参加を増やすとともに、福祉・教育業界以外の分野の方や地域との交流や場を広げることで、幅広い知識や感性を磨いていくことも必要だと考えている。
- ・職場内での実践検討会、ケーススタディ、年間計画に基づく新規職員の研修。
- ・県や市の主催の研修の充実
- ・研修のための費用に係る負担をどうするのか。
- ・スキルを身に着けた職員に対しての処遇
- ・他分野を含めた情報収集と日々の振り返り
- ・他事業所・学校などと一緒にになって行えるような研修・意見交換の場があるといいと思う。
- ・自分たちの実践を振り返る為のビデオカメラ設備が設置したい。
- ・療育に関する仕事、保護者支援、行事のとりくみ、相談支援、保育所訪問など多忙化しており、机上の仕事ができる時間が少ない。もっと余裕のもてる日々があることなど、自身のスキルアップもできると思われる。
- ・継続した研修実施

〔職員のスキルアップのために必要と思われること …… 続き〕

- ・従業員、個人個人の認識と不得意なところの自己学習
 - ・現場で子どもの様子をしっかり観察する。
 - ・研修場所が遠いため、東部で研修を開いていただきたい。
 - ・個別療育指導、学習指導、日常生活動作などの指導
 - ・チームワークの向上
 - ・日々の個別ケースについて互いに悩みを相談したり皆で対応について検討することで色々な方法を学ぶことができる
 - ・知的発達、社会性の発達の研修の充実。
 - ・事業所間での事例検討会
 - ・外部研修で得た内容のおとしこみ研修の実施
- 事業所が研修に参加させても本人の気持ちがそこにむかわないとスキルアップには難しいと感じる
- ・他事業所の進んだ取組（良い療育）を学ぶ機会をつくること。
 - ・自分自身で考える機会が必要
 - ・発達障害の方の支援について指導員の養成研修があれば参加したい。
 - ・ヘルパー2級のような、そういうたった履修時間の研修を受講しないと指導員ができないという形があると、勉強も取り組んでいきやすい。それを受けたうえで、事業所で指導員として、教育訓練を行う事でより一層、障害のある方の支援に携わる方として心構えも身についてこられるのかなと思う。
 - ・上司による部下へのスーパービジョンの実施。
 - ・医療的な知識を深める為に医師や医療スタッフが行う研修会への参加、実際の療育に関する体験型の研修
 - ・指導員の強みを増やすための様々な研修に参加
 - ・職員一人ひとりが向上心をもって、いろいろな知識を身に着けることが必要
 - ・図書や資料等の書面やスクールカウンセラーの方からの知識向上したものを、いかに現在利用している子どもたちに置き換えて考えることが出来るかがスキルアップのポイントになってくるのではないかと考える。
 - ・職員間のまとめ（何でも話せる環境、関係性）
 - ・学校等の見学、教材の研究
 - ・自己覚知トレーニング、カウンセリング学の入門的知識について学ぶこと。
 - ・日々の実践を通して、ケースのことを話し合うことが大切だが、時間がない。
 - ・ケース事例研究、実践報告、検討を積み重ねていくこと。

(2) 「人材確保・定着」について、課題と感じている意見

- ・マネージメントのスキル不足と、福祉業界に応募して来られる人の質と他業界に応募して来られる人の質の差が有るように思われることにより、マネージメントが上手くいかない。
- ・職員家族の介護のための退職がある。
- ・児童からの暴言や暴力などが日々積み重なり、ストレス過多になり、やりがいが軽減されていき、退職へと向かっていると感じている。
- ・求人を出しても、時間帯が合わなかったり（終了時間が遅い。朝から働きたい）、利用児童の障害を理解できず（特に発達障害児）に、長続きしない。
- ・若い方の定着が難しいし、学生など若い人材の採用（パート・アルバイト）が進まない。（応募がない）
- ・その都度、利用者さんの状況を、最初から説明し、理解してもらわないとならない。継続した支援を行う上で、課題がある。
- ・パートの先生が続かない。パートでできる仕事ではない。
- ・研修を受講している職員が少なく、いろいろな面で対応に苦労している。
- ・正規職員は異動があるため、利用者、支援に慣れる機関が要る。
- ・適職か否かを短期間で判断しがちで、離職してしまった。
- ・女性の多い職場であり、出産、育休、主人の転勤等が重なると厳しいことがある。募集しても人が集まらず、やはり給料や休暇、仕事の煩雑さなどがあると感じている。
- ・子育てとの両立や保育所入園の難しさがあることから、出産後は退職するケースが続いている。
- ・スキルアップしたら辞めていく。
- ・入れ替わりというよりも人材不足である。
- ・療育方針に相違がある場合がある。
- ・サービス提供時間を通じて指導員を配置しておく必要があるが、通常の放課後のサービス提供時間として設定をしている時間は、短時間（1日当たり4時間程度）で、提供時間帯（夕方がメイン）が子育て世代の方やしっかりと勤めたい方からすると短く、そして家庭のある方からすると家庭でも忙しい時間で、なかなか人材の確保が難しい。そのため専門性を持った方といっても確保が困難で、比較的年齢層が高い方を事業所においてじっくりと時間を掛けて育成をしていく必要があるが、逆に言うと、地域的には比較的年齢層の高い元気な方が多いというのは、地域の財産でもあるので、しっかりと活躍をしていただけるようにしていきたい。
- ・中高部までを支援していきたいが、手話がコミュニケーションの基礎となっているためできる人が少ない。また、夕方6時からの通所になるため、6時から8時までの人材確保が困難。
- ・児童発達支援管理責任者の枠が広がればいいなと思っている。
- ・職員不足の点を改善できれば、日々の療育やスタッフの負担軽減につながると思う。
- ・発達障害に特化した専門知識のある有資格者の育成及び人材の確保
- ・医療的ケアが必要な対象児の療育を行いたいが、看護スタッフの確保が難しい。

[「人材定着・確保」について、課題と感じている意見 …… 続き]

- ・出来高（出席日数）に応じた報酬のため、運営費が不安定になり、常勤職員の数は多くても、そのうちの正規職員の数が少ないことが課題。
- ・児童発達支援センターの場合、4対1の職員配置基準だが、実際は、2～3対1くらいの配置でないと、きちんとした支援が難しい。
- ・障害特性や発達等の基礎知識を持つ人材（作業療法士、理学療法士等）の確保が難しい
- ・十分な職員の確保と経済的な保障が必要であると考えられる。
- ・キャリアの延長・有無に関わらず、対人援助の重要性と就業イメージの具現化を図り雇用するもなかなか定着しない。
- ・複数の課題が相まっている児童が殆どで、力を注ぐマンパワーが育たない。
- ・入職率が低いことを解消することが大きな課題である。
- ・若手職員の定着率が低い。
- ・山間部で、市街から遠く、職員確保が難しい。

(3) 「職場環境」について、課題と感じている意見

- ・利用者のニーズに合った指導援助を心がけているが、保護者の反応がうすかつたり、指導員も全員が一本化とは行かず難しい。
- ・支援には、これが正しいと言えるものではなく、その時その時に応じた方法があると思えるので、心がけているが、前とは違う、こうでなくてはと言葉が返ってくるとなやんてしまう。
- ・人それぞれが、個々人なので、考えずやり方は違う自分に合った方法でコミュニケーションが取れたら最高だと思うので、そのレベルに達していない。
- ・社員が、少なくパートさんが多いため、情報の共有が上手くいかない（週6日出勤の職員と月に3日午後出勤の職員とまちまちで）知識、経験が少ないものが多い。
- ・パートさんの入れ替わりが多く、子どもの成長の振り返りが出来ない。
- ・送迎時間の変更、急なキャンセルに振り回される。
- ・制度上の問題と言えるが、契約制、日額制の下、たくさんの子どもを受け入れ（ニーズも多いが）、丁寧な療育に心がけ、記録、報告、連絡なども多く、合わせて、契約外の相談ケースも多く、毎日がたいへん忙しく余裕がない。このような中、職員研修、話し合いの時間、教材研究、外部研修参加等、十分な時間が取れず、不十分さは否めない。何を削れるのか、悩む。又、相談や療育の希望（ニーズ）が多く、どう対応すれば良いか悩む。

(4) 「療育・活動の内容」について、課題と感じている意見

- ・様々な障害を持った子どもたちが、様々な年齢で混在しているので、できれば小学校の支援級のように「情緒クラス」「知的クラス」なんて分けていければ良いと思っている。でなければ、活動内容をどうしてもレベルの低いほうに、合わせがちになってしまうため、レベルの高い児童の物足りなさや、他にもっとやってあげたいという思いが強い。あとは、地域密着でやっているので、地域の児童は見学、契約に来られたらなるべく受け入れたい気持ちが強いが、定員に達している曜日の方が多いくて、困っている。
- ・個別支援やカウンセリングなど、他事業所とは異なる濃い支援をしていると思うが、報酬面できちんとした差別化がされていない。お預かりの事業所と変わらないことは少し疑問を感じる。
- ・年々、制度の目的が何だったのかが分からなくなってきたているように思う。習い事との明確な線引きがない。応諾拒否が起こっている。学校迎え（特別支援学校のスクールバスが事業所もしくは近くまで送迎できるようになれば、行政の予算的にもスクールバス・事業所送迎加算の二重負担がなくなり、事業所も送迎に手を取られず済む。）
- ・「上質な療育」の具体が示されていない。（実践報告ができていない）、行政の情報提供が遅く、何がおこっているのかわからない。情報提供が平等でない。相談支援専門員、児童発達支援管理責任者の育成システムがほしい。（自立支援協議会を中心に直接支援の職員が集い話せる場が必要。）
- ・一人ひとりにあてはまる活動、サービスの提供が円滑に行えるよう利用者様の状況をしっかりと把握し問題があれば積極的に連携をとることが向上につながると思う。
- ・ユニバーサルな集団活動をするのではなく、自分で自分の生活を組み立て行動する力を指導すること。
- ・作業療法、言語療法、音楽療法等活動内容を工夫していく必要がある。
- ・アセスメントをする力、特性に合った活動内容の提供、活動内容の充実
- ・様々な障害を持ち併せている利用者に対しての障害そのものの理解と対応についての力量を高めていかなければならないこと。他機関との連携の必要性
- ・問題行動や出来ない事などその時、目につく部分に焦点が集まってしまい、子どもが抱えている悩みや思いなどまで気づいてあげられない。
- ・障害のあるなしに関わらず子どもの成長に合わせてチャレンジしたり自信を持って何かに取り組める場が少ない。
- ・どのような活動内容であっても、「発達支援」の観点が必要であると思う。
- ・他事業所の話を聞くと、学習支援と療育の線引きが曖昧、保護者に対する支援の向上、長期的視点で見た場合、週に数回、数時間の療育で、どこまで児童のためになるのか。
- ・療育の内容の差が激しい。

(5) 「保護者支援」について、課題と感じている意見

- ・一番はやはり保護者の協力だと思う。家庭環境が子どもに与える影響は非常に大きいと感じている。好意的にかつ積極的に、協力してもらえる保護者も多いが、皆が皆というわけではない。
- ・ただの預かりだと思っている保護者は多く、問題課題を提示すると怒る保護者もいる。仕事をしているから遅く送ってほしいとか、早い時間から預かってほしい等、当たり前のように言ってこられると、応じないわけではないが、支援員のモチベーションも下がってしまう。
- ・子ども自身と面談を行い、子どもが自己成長できるよう相談支援を行う取り組み。保護者や事業所の一方的な目標ばかりが優先されない形
- ・気の合わない利用者同士の対応で、支援内容を工夫したり、間に入りトラブルを防いだが他の利用者への指導の片寄りが出てしまった。
- ・子どもたちの成長をどれだけ保護者に還していくことができるかという点が不十分である。
- ・事業所側が、自分たちの療育（遊びや活動）について、保護者や他の機関や事業所などに対して、その考え方などを十分に説明できていない。
- ・保護者へのケアが必要な家庭も多く、児童の支援だけでは難しい場面もある。社内でも保護者へのメンタルケアのサービスを行うか検討中である。保護者自身も課題を持っていて、それが児童へ及ぼす影響が懸念されている。

(6) 「他機関との連携」について、課題と感じている意見

- ・地域には医療連携のいることが在住している。遠くまでいかなくとも、近くの事業所で受け入れられるように体制作りをしなければならないと感じている。
- ・事業所をまたいで情報交換、共有が難しい（特に法人）。
- ・学校関係の先生方が福祉サービスについて認知されていない
- ・他事業所も忙しく、連携できる時間が少ない。
- ・協議会にも参加したいが、職員自身の子育てもあり夜間に協議会や研修を受けることに制限があり難しい。（出席したくてもできない）⇒他職員に出席とも思われるが、他事業所も管理者クラスの方々が出席しているため、質問されても答えることが出来ないことが多い。
- ・相談支援専門員が忙しすぎて、連携が取れない。障害児支援利用計画が全く届かない。
- ・医療機関との連携がとりにくいところがある。医療側の意図が伝わりにくく保護者に聞かれても答えにくい場面がある。
- ・支援級に行くか普通級に行くかで悩む保護者に教育委員会との連携が、難しく答えにくい。
- ・学校等の連携をもっと密にすることでの方向性の一致をもっと行うこと。情報の共有。

- ・利用前（契約前）に相談支援事業所に連絡を行っていても、サービス利用計画をもらえることがほぼないため、サービス利用計画に基づいた個別支援計画の作成ではない。
- ・学校を交えての会議だと午後からになり、事業所を抜けていくことが出来ずなかなか参加出来ない。
- ・他事業所との連携を深めたい、同じ児童のデイでの過ごし方や療育方法の共有。
- ・地域によって相談支援事業所の開所数が異なる。
- ・利用したいと保護者から連絡あり、相談支援事業所を紹介したいが近隣になかったり、そこの事業所が「手一杯です」という回答だったりする。

(6) —2 「他機関連携」の中で「障害児通所支援事業所が、学校と連携したいと思っていることの内容」

- ・利用児童の学校生活での様子の把握
- ・子どもの障害の特性の共有と生活状況等の確認および共有
- ・担任の先生と話をする機会がないなど。
- ・児童への伝え方
- ・双方での様子を共有。進路指導の状況。
- ・各学年の下校時間の把握、児童の活動状況の情報共有、送迎時の時間的な対応、学校行事
 - ・ケース会議を行おうとしたが、日程調整が出来なかったケースがあった。
 - ・校長の方針で、あまり外部との接触をして欲しくないと言われたことがある。
 - ・利用児童の困り感を理解できていない学校の先生が多く、直接ではなく、保護者を通じて理解してもらうようにしているが、保護者は立場上、十分に思いを伝えることができないことが多い。
 - ・直接的に意見を聞きに来られる先生もおられるが、支援学級担任、支援学校の先生ともに、子どもたちの困り感に気づいておられない気がする。
 - ・事業所間での担当者会議のようなものを学校も含んで行ってみたい。
 - ・個々のケースに合わせて情報を共有したとき対応までに時間がかかっている。
 - ・送迎時に先生と話をできればいい方で、立ち話で今日の様子を教えてくれる先生は少ない。自分たちの仕事をまだ理解してもらえていないこともあります、なかなか先生と療育の話ができていない。同じ課題目標を持って支援できたらいいと思う。
 - ・学校での様子、特に放課後等デイサービス事業所に登所時に、児童が事業所でなにかイライラしていると感じた時や不安定な時には、学校で何か嫌なこと（先生に叱られた等）があったはずなので、事後でもよいのでその状況を教えて欲しい。
- ・支援内容の一貫性
- ・学校で、今取り組んでいること等、話を聞けば答えてくれるのですが、実際にどういった学習をしているのか児童が、どういった環境でどうすごしているのか見てみたい。
- ・保護者とモニタリング時に学校での様子を確認させていただくが、パニック時の対

処方法等を直接聞きたいと思うことがある。

- ・授業参観への参加をしたいが、国のはうから働きかけてほしい。個別に働きかけは非常に困難。
 - ・学校内での人間関係と生活の様子、学習の様子等。
 - ・学校によって連携の度合いに温度差がある。スクールソーシャルワーカーが、間に入っている場合は連携がしやすい。
 - ・当事業所の利用者は8割超が特別支援学校の生徒だが、前例を作ると全ての生徒に対応しないといけないということで、担当者会議に出席されない。(卒業近くや、問題行動の顕著な子など、どうしてもと学校が認めた場合のみ対応されてはいる)
 - ・学校ごとに連携具合にむらがあるので、全ての学校と児童の情報や支援方法について共有していきたい。
 - ・連帶会議を学校を交えて行いたい。
 - ・学校での様子を教えてもらう
 - ・児童の現在の支援状況(どこまでできて、どこまで理解が出来ているのか。どのようにしたら伝わるか等)であったり、問題行動等があった時の学校での対応。
 - ・共通の療育目標(内容)。
 - ・子どもの学校での様子や課題を知りたい。連携はしているが、登録人数が多いため、全員の連携をとることの難しさがある。
 - ・学校で、今取り組んで頑張っていることを聞き出したくても難しい
 - ・保護者の依頼や相談を受け、学校と療育の内容や工夫など共有し連携をとっているものの、学校で先生との関わり方に困り感を感じている生徒・児童も多く、今以上に学校との連携で、生徒・児童の特徴や困り感、対応方法など一緒に考えていけるようになっていきたいと思っている。
 - ・子どもの日々の状況や本人の心身の変化。
 - ・学校側が連携を求めているかどうかわからない。求めていないことも多いにあり。
 - ・授業中の様子、昼食の喫食状況
 - ・担任の先生が、忙しくなかなか時間が合わない。
 - ・児童の近況や変化、成長、支援について、話し合う機会を持ちたい
 - ・学校に連絡しても個人情報のことで教えてくれないことがある。
 - ・時間帯が違い、なかなか連携がとれていない。
 - ・学校で困ることなどの相談、担任の先生とのカンファレンスなど
 - ・学校によって異なり、行事や利用者の様子を伝えてもらうことがある。他では、なかなか担任との話が出来ず、学校での様子が理解できない利用児童もあり、課題。
 - ・自立活動、一人ひとりの支援方法。
 - ・学校での成長や介助の様子を知りたい。少しの変化等気づきなど。
 - ・保護者が悩んでいることを学校の先生と情報共有し、同じ方向性を持ち保護者の不安の軽減などを図りたい。
 - ・利用児童の学校教育の部分と療育支援と役割を話し合い、利用児童の将来の生きていく力に繋げていきたい。
 - ・利用者のソーシャルスキルのレベルや支援について、学校で指導していることがあ

れば、事業所でも同じ内容の支援を行っていきたい。

- ・授業見学（学校へ行こう週間など）、電話で児童に関する相談や情報交換。
- ・学校側の「個別の教育計画」と事業所側の「個別支援計画」を相互に情報交換。一部の児童では実施しているものの、実施できていない児童も複数いる。
- ・利用児童の学校での授業の進み具合や状態など学校によっては連携できることがある。
- ・困った時にすぐに相談ができるぐらいの関係が築きたい。
- ・就学の際に、子どもの発達状況やニーズ、支援内容について連携したい。
- ・支援の一環性をはかりたいが、なかなか連携・実施ができない。
- ・その子について学校での様子とこちらとの様子の比較、有効的な支援の方法等
- ・アプローチしてもリアクションの悪い学校の場合は放置している。それで困った状態が生じたなら教育委員会に直接電話して支援をお願いしている。
- ・相談員がついていない場合なかなか担当者会議やモニタリングなどの交流時間を作っていただけない。
- ・利用児童の学校、家庭、放課後等デイでの支援を一貫した内容にしたい。支援方法や指導の仕方・内容が異なり過ぎると児童が混乱してしまい、支援にならないと感じる。また、学校での様子や学校で行っている支援内容など情報を交換し共有することで、児童にとってより具体的に良質な支援ができると思う。
- ・学校の担任によって児童の情報交換が出来たりできなかつたりする。児童の学校での様子や行っている支援について話し合い、共有していきたい。児童への支援に一貫性を持ち、放課後等デイでの役割を遂行したい。
- ・特別支援学校内において、個別の療育指導内容等、見学をさせていただきたいが、参観行事等の日時に伺うことが、なかなか出来ず、実現できていない。
- ・学校の教員へ児童の通所状況を伝えたい
- ・症状が悪化した時の対処法
- ・児童の現状把握・学校での困りごとや様子、休日の様子
- ・卒園生フォロー、特に困難な状況が生じ、相談に来られた時に連携はとるが、十分時間がとれない。
- ・就学先への移行支援が、積極的な学校とそうでない学校の温度差がある。

(7) 「設備・環境」について、課題と感じている意見

- ・重度重複障害を持たれる子どもたちの受け入れをしており、近隣にその受け入れ事業所が少なく、待機児童となっている方の受け入れが出来ない。
- ・事業所利用待機者数が多く、利用者からのニーズは高いが、そのことが解消できるだけの人員や療育場所が不足している。
- ・限られた定員での受け入れ態勢に課題あり。待機児童に対してのアプローチができる状況である。
- ・週に1日、運動の日を設けているが、施設内で出来る運動が、限られていて、ボール投げなどが出来ない、近隣の体育館、スポーツセンターは、ほぼ予約で埋まっている。
- ・学校の体育館を開放して頂ければ色々な運動が出来る。
- ・建物の2階部分なので、車椅子が上がれない。

(8) 「制度」について、課題と感じている意見

- ・指定が取れると誰でも事業所を開設できる状況にあり、質の問題が問われているが、実地指導などで、県や市が事業内容まで把握することが難しいこと。
- ・事業所も増え利用者が少なくなり、経営面も心配する。この程度の人数がちょうどよいと思う。
- ・新規参入の事業者に対し、設置基準を厳しくする。
- ・既存の事業者の管理者及び児童発達支援管理責任者に対し、行政よりの指導について学ぶ機会を義務化する。
- ・全体的な賃金の向上。
- ・市や国からの支援を更に充実させてほしい。
- ・介護報酬の低額化等により、経営基盤が安定しないことが最重要課題である。
- ・国からの、長期的に安定した補助金。

8 障害児通所支援事業所及び事業所連絡会等の取組事例について

(1) 児童発達支援センターの地域の障害児通所支援事業所への支援状況

県内の児童発達支援センター19事業所のうち、回答のあった18事業所の障害児通所支援事業所への支援状況は、次のとおりであった。

児童発達支援センターが実施している研修の内容は、発達障害の支援についてが多く、地域の保育所等の職員や保護者向けの研修を実施している。

障害児支援に関する書籍を発行して、無料で配布した事例や講師依頼があれば積極的に受けている事例があった。

ア 地域の障害児通所支援事業所も参加できる児童関係事業者向け研修の実施状況



イ 研修の開催頻度

① 年1～2回程度		5 事業所
② 年3～5回程度		2 事業所
③ 年6～10回程度		2 事業所

ウ 保護者向け研修の実施状況



エ 地域の放課後等ディサービス事業所等の障害児通所支援事業所に対して、障害種別や障害特性の理解、障害種別や障害特性に応じた活動や支援方法に関する助言の実施状況

① 助言を求められ、相談に乗っている。		9 事業所
② 助言を求められていない。		6 事業所
③ その他		3 事業所

※その他の内容「保育所等訪問支援、巡回療育相談会の実施」。計画相談サービス担当者会議で、情報共有し、助言。

(2) 主な障害児通所支援事業所連絡会の先進的な取組事例

ア 障害のある子どもの放課後保障広島県ネットワーク（広島県放課後ネット）「放課後等ディサービス事業所連絡会」の取組み

【加入事業所数】44 事業所 (平成 28 年 12 月 1 日現在)

子どもたちの地域生活を支える事業所としての役割を担うため、交流・調査研究・研修等を行っている。

① 定例会を年 3 ~ 4 回開催

情報提供、グループワークを行っている。

現在、国が示したガイドラインの自己評価表での自己点検を持ち寄り、分析作業を行い、事業所運営の改善に向けての課題の整理に取り組んでいる。

② スキルアップ研修及び記念講演の開催 (年に各 1 回)

情勢や会員のニーズに基づき、テーマを設定し、実施している。

③ 放課後ネットの取組として、保護者アンケートの実施

利用者実態や利用状況、事業所や行政等に対する意見や要望等をまとめ、報告書を作成する。

これらの取組をもとに、平成 29 年 6 月 4 日に放課後等ディサービスについてのシンポジウムを開催し、保護者、事業者及び行政関係者をはじめとする関係機関など、幅広い関係者によるパネルディスカッションを実施した。

イ 福山地区放課後等デイサービス連絡協議会の取組み

【加入事業所数】40 事業所 (平成 28 年 12 月 1 日現在)

① 定例会議を年 6 回開催

定例会議の中で、研修も隨時開催している。

② 合同トレーニングと研修会を実施

平成 28 年 8 月に、初の試みとして、福山地区放課後等デイサービス連絡協議会と福山市教育委員会の共催による、放課後等デイサービスの利用児童を対象にした合同トレーニング及び支援者を対象にした記念研修会を開催した。(平成 29 年 8 月も開催した。)

合同トレーニングは、支援の一定の質を担保するため、児童の発達特性に応じた支援内容を考えていくこと、児童の良いところを見つけ、一人ひとりにあった支援を心がけ、児童にとって居心地のよい場所、保護者に安心してもらえる支援の充実を図ることが期待される。

福山市内の医療・教育・福祉分野の療育関係者が協力して実施することで、各機関間の連携と当事者への支援体制を構築していくことを目的としている。

また、療育が必要な児童への支援内容の充実を図るために、実際の療育の場面を想定したトレーニングと研修会を通じて、療育技術の向上と事業所間の共通認識による支援に一貫性を図れられること、さらにスタッフを対象に専門の講師の講義や意見交換会を通じて、放課後等デイサービスの現状課題を整理して、今後の支援に向けての研鑽と実績を積んでいく。

記念研修会は、合同トレーニングのテーマと内容に即して、幼児期から学童期の発達課題を取り上げ、医療・教育・療育及び福祉的観点から講義や意見交換を行い、議論を深めた。

③ 会員事業所の情報を掲載したガイドブックを作成 (平成 27・28 年度)

ウ その他の連絡会の取組み

○ 研修の開催（人権・虐待防止研修、障害特性について、こどもの発達について、構造化・視覚支援、ピアカウンセリング、CDSJ 発達支援の指針、子どもの発達検査について、）

○ パンフレットの作成

○ 地域の就労事業所連絡会との連携

(3) 障害児通所支援事業所の取組事例

ア 個別の取組事例

- ① 児童のできるところを伸ばして、しっかり褒め、自己肯定感を身につけられるようにしている。

学校の対応によっては、児童の自尊心を損なうような指導を行うところもあり、不登校になるケースもあるが、事業所で個々の児童を尊重し、必要な支援を行うことで、就労・進学できた児童もいる。

事業所では、個々の特性を把握し、必要な援助を家庭・学校と共有し統一した支援ができるようにしている。

また、自尊心を損なわないような注意・指導の方法にも気を配っている。

支援員は療育技術も必要であるが、一番大事なことは、人間性である。

そのため、指導員の育成には、医師や臨床心理士にも関わってもらい適切な指導ができているか評価・助言してもらっている。

- ② 専門的な療育のために、心理職、教職資格所持者、保育士を雇用している。

ペアレントトレーニングやソーシャルスキルトレーニングなどの、科学的に効果が実証されたプログラムを導入している。

- ③ 児童発達支援は、人との関わりを大切にする中で、信頼や、コミュニケーション力を高める。身体活動をたっぷり取り入れ、自信を深める。自らが主体となって生活していく力の土台を育むことを目的に支援している。

放課後等デイサービスは、児童が自分でやってみたい活動を選択し、目的を達成していく過程を大切にしている。

- ④ 楽しい雰囲気を醸し出しながら、支援する。

職員自身が、児童の最善の利益を念頭に、楽しい雰囲気を醸し出しながら、支援しないと子どもは寄って来ない。

職員が、支援目標ばかり、目指して、硬い表情で支援していても、子どもは、職員から引いてしまう。

職員が、楽しい雰囲気を醸し出しながら支援し、子どもが、できることを褒めてあげることが大事である。

その支援の様子を保護者に見てもらったら、「こんなことができるのだ」と驚かれ、家で、ガミガミ言っている親の話し方が変わってくる。

親の言葉使いが変われば、子どもの話し方も穏やかになる。

イ 「療育・活動の内容」についての取組事例

- ・専門的な療育のために、心理職、教職資格所持者、保育士を雇用している。ペアレントトレーニングやソーシャルスキルトレーニングなどの、科学的に効果が実証されたプログラムを導入している。
- ・自己肯定感：当事業所では、「遊び」を中心に学齢期の療育を実施している。遊びの中でいろいろな遊びや活動にチャレンジしたり、他の児童とのケンカや仲直りなど、いろいろな経験をすることから自信につなげ、自己肯定感を育む。
- ・発達支援：発達保障の観点に立ち、基本的生活習慣や社会性の習得を支援する。必要な児童には発達検査を実施し、日常生活や学校生活へのアドバイスを行ないます。
- ・レスパイトと就労支援：保護者の就労支援や児童を日常的に監護している家族の一時的な休息を図るための支援を行なう。
- ・自閉症スペクトラムの療育に特化するために、構造化・A B A・PECS・感覚統合等の研修を行い、質の高い療育の提供と人材育成に真摯に取り組んでいる。
- ・臨床心理士によるS S T、ホースセラピー
- ・臨床心理士による発達検査、発達検査からの課題分析し、手立てを考える。
- ・個々に応じた経験や体験ができるように心がけている。
- ・近隣の社会資源を積極的に活用し、事業所の取組、障害のある子どもたちの状況等の理解、関心を寄せていただけるようにしている。また、曜日ごとに活動を設定し、子どもたちに見通しを持って活動に参加をしてもらえるように、活動内容と環境を工夫している。
- ・I T リラクラシー・ロボット作り
- ・体操教室を月に1度開き、感覚統合を取り入れ、ゲーム感覚で楽しく体感機能・バランス感覚などを鍛えていく。
- ・午前中などの、児童が少ない時間に個別の療育を行い、保護者及び学校と連携しながら学校へ登校を目指している。また、放課後は障害種別を問わないため、様々な子どもたちが通い、その中で「生きる力を育む」を目標に、集団の中で育ち合っている。
- ・外部講師を含めた多彩なプログラムの提供（音楽療法・そろばん・アート療育等）
- ・当事業所の利用児童は、手指の巧緻性や感覚に課題のある子どもが多いので、微細運動や粗大運動、ビジョントレーニング、学習支援等を通じて感覚統合を図っている。
- ・子ども一人ひとりが「放課後」を楽しく有意義に過ごせるようにプログラムを考えている。
- ・主として聴覚に障害のある子どもたちのコミュニケーション能力の向上を支援すること。
- ・O T配置、感覚統合学会研修会参加、主に感覚統合療法を行っている。
- ・通所者のそれぞれの課題を明確にし、個別支援による支援の充実を図っている。

「療育・活動の内容」についての取組事例 …… 続き

支援は専門知識を持ったスタッフのもと、ソーシャルスキルトレーニングの他、アート、音楽療法、工作などの創作活動、体幹トレーニングなどを行っている。年に大きなイベントとして、きらりコンサート（春、夏、冬）を3回行い、自己表現の場も設けている。

- ・医療が必要な児童を安全に預かるため、身体管理・機能訓練はもとより、保育士により、集団保育を午前中に行い、午後からは、個人療育にも力を入れている。
- ・職員の自己満足に終わってしまうことがないように、児童、保護者、学校と細かな連携を取り、その子その子に必要と考えられる療育を提供している。また、送迎場所や送迎時間もできる限り、保護者の意見に合わせるように配慮し、預けやすい施設を目指している。それにともないレスパイトケアにもつながるを考えている。
- ・特に外遊びに関しては、絶対に他事業所に負けない自信がある。
- ・土日祝日や長期休暇などに、長時間預かり（8時頃～19時頃）営業している強みを生かして、市内を中心に、市外にも幅広く行動し、いろいろ公園や施設で活動している。
- ・構造化や視覚的なツールを用いた支援を中心に行っている。
- ・集団での活動はもちろん、個別での活動にも力を入れており、子どもたちの主体性を尊重できるように取り組んでいる。
- ・会話や距離感、相手の気持ちを考えるといった人との関わり方（コミュニケーション能力の向上）という点を重視している。
- ・急な利用の問い合わせ等、できるかぎり児童、保護者の意向にそった受入れを行っている。療育については、四季折々の行事を取り入れた創作活動や野外による運動活動等を積極的に取り入れている。
- ・療育内容については、研修へ積極的に参加している。日々、いろんな事業所と連携を心掛け、質問したり、大学での勉強会や町内事業所での勉強会の開催等行っている。そこで得た情報内容も、支援員全員で勉強会をして共有している。
- ・それぞれの児童に合わせた対応を心掛けている。
- ・集団療育や個別療育を通して、いろいろな経験をさせてあげることを大事にしている。
- ・アナログゲームや工作、調理実習（長期休業中は毎日実施）などに集中して取り組む。達成感を得る（成功体験を積む）。自己肯定感を高める、ということを目標としている。
- ・季節毎のイベントの開催や観劇や音楽鑑賞会の開催、手作りおやつの提供、集団支援活動の充実。週に1回の職員会議で子どもたちの支援についてよく討議すること、専門家の配置。
- ・集団支援において、ブレインジム等を行い、皆と同じことに取り組む姿勢を身に付けることができるよう支援している。

「療育・活動の内容」についての取組事例 …… 続き

- ・個別支援においては、視機能訓練、買い物支援など発達段階、ライフステージに応じて、必要な機能、技能の取得を支援しています。
- ・利用児童は、主に中・高校生であり、職員は、児童が、心も体も一歩一歩大人になっていく大切な時期に携わる責任、覚悟をもって療育を行っている。学ぶのは、子どもたち自身。職員は、自立に向けて基本的生活習慣から社会性まで個々に合わせた手伝いをさせてもらいたいと思っている。
- ・ダンス活動、クッキング、課外活動。
- ・「自分で考え行動できる人作り」を目標に発達の支援をしている。
- ・集団行動を主に活動している。
- ・レクリエーションによる創作活動やゲームなどを通じて、友達との関わり方を学んだり、苦手分野にも挑戦してもらい少しづつ出来ることを増やし、出来るとの喜びを経験してもらうよう活動をしている。
- ・マンツーマンかそれに近い形での支援を行っている。専門性のある学習支援を行える。
- ・家型デイサービスの特徴を生かし、家庭でもできるお手伝いを中心に生活訓練を行っている。
- ・児童の個別の課題に向き合い、一人ひとりに合った療育の中でのびのびと充実した時間が過ごせる場所を提供している。
- ・おやつ作りや季節の創作遊びを取り入れ、スマールステップで自己肯定感を高められる支援に取り組んでいる。
- ・児童は、必ず大人になるので、さまざまな地域に出掛けることによって「将来の社会性」への“投資”を行っている。生きていく上で、絶対不可欠な「道路歩行」、「公共交通機関の利用とマナー」、「公共施設内でのマナー」、「社会でのルール」、「買い物の練習」、「金銭の管理」、「遊ぶ場合でもマナー」、「出かけることができる場所の確保と数の増加」など卒業後の成人期を常にイメージしながらの目的意識を持ったサポートをしている。
- ・個別療育を基本として、理学療法士が身体、姿勢、運動の評価を専門的に行い、その子に適した指導をしている。
- ・発達に合わせた運動・遊びによる平衡感覚や体幹を整える療育。
- ・外部講師を招いての創作活動等の体験を通しての療育。
- ・一人ひとりにあった材料、素材、技法などを考慮して、楽しく過ごせる療育を目的としている。療育内容によっては、指導員の手配を手厚くしている。
- ・構造化や視覚支援をしっかりと意識した環境。定期的に外部から講師を招き、質の向上を目的とした勉強会の開催。職員がしっかりと外部研修にも参加できるように、案内と申し込み、費用負担を事業所が行っている。
- ・構造化になっていて、一人ひとりに合わせたスケジュールをこなしている。
- ・幅広い年齢や様々な障害のある児童が一緒になり、集団活動（読み聞かせ・クッキング・工作・リズム遊びなど）に取り組んでいる。その中で、自分らしさを

「療育・活動の内容」についての取組事例 …… 続き

見つけ、喜びや自信が心の成長に繋がるように支援している。

- ・活動内容の充実、外出支援、和太鼓の教室の運営。パソコンを活用した活動（タイピングの練習、プログラムの勉強、イラストなど）。
- ・その子に合った支援内容を考えながら対応している。そのために、保護者・担任との連携を大切にしている。
- ・言語聴覚士、音楽療法士による、コトバの遅れに対しての取組。児童発達支援事業を体験的に利用したい希望者を対象に療育室、園庭開放を毎月1回実施。
- ・四季を感じられる行事を経験できる。適度な運動をしながら、集団活動に取り組める。
- ・リラックス出来る環境の中で、集中して物事に取り組む経験を繰り返すことで、子どもたちが達成感を味わい、自信に繋げることが出来るようサポートしている。
- ・コミュニケーションの向上
- ・発達障害のある15歳から18歳までの方を対象とし、構造化した環境においてアセスメントを実施して、個々の特性に応じた対応、目標設定をすることで対人関係や社会スキルの向上、習得を目指している。
- ・来所して楽しいと子どもが思えること。個々に沿った療育を目指し、できたを増やすことで子どもたちの将来の可能性を少しでも広げてあげること。また、子どもが少しでも一般の社会の中でまたどんな環境の中でもより良く生きていくよう子どもにあった療育が質の向上であると考えている。
- ・休校日等の長時間サービス提供日に、利用者と地域社会の交流の創出と、利用者の潜在的なストレングスの開拓を目的として、地域の様々な技能者（ピアノ、習字、美術、理科実験等）を講師として招いたカリキュラムを週替わりで実施している。また、農業生産を中心とした就労施設を隣接地に開設しており、利用者に体験的に就労作業を経験させるカリキュラムも希望者に実施しており、自立に向けた実践的な訓練をより早い段階で利用者に提供することで将来利用者が自立して生活を送れるように、また自立するという考えをスムーズに獲得できるよう、専門職員を配置して、療育サービスを提供している。
- ・利用者本人、家族及び支援学校の要請で隨時そのカリキュラムを実施している。
- ・社会性の発達を主に集団効果を利用した支援している。「自己肯定感」を育てる発達支援をしている。良い文化を子どもたちに提供できるように、保育環境を整えている。
- ・利用者、一人ひとりに合った支援内容を個別にしている。音楽教室、美術教室で、感性を高めている。体操で、バランス感覚や脳の活性化を図っている。
- ・学校や幼稚園などではできないこと、家ではできないこと、貼り絵、工作、感触遊び、遊びを交えたトレーニング、感覚統合、ダンス、運動遊び、リトミック、集団制作、社会体験本の読み聞かせ等に取り組んでいる。
- ・通所者の気持ちを何より重視し、一人ひとりに寄り添った支援を行っている。子どもの療育には、家族のケアも重要なサポートと捉え、資格・経験豊富なスタ

「療育・活動の内容」についての取組事例 …… 続き

ツッフたちで、保護者の方への共有に加えて、困り感の解消を目指し細かいサポートをしている。また、通所者の課題を明確にし個別支援を行い、専門的なスタッフ（音楽療法、アートなど）の支援、S S Tの実施、創作活動、体幹トレーニングなど様々な体験を通じ自己表現できる場を設けている。

- ・利用者の特性を伸ばせる環境作りをしている。
- ・年齢別での集団だけでなく、児の発達状況に合わせた課題別グループ療育を行っている。通年でハロウィック水泳療育を全園児に実施している。通年でリトミックを全園児に実施している。
- ・1対1の療育を行っている。療育内容はオーダーメイドで個々にあったニーズに対応している。指導員は、全員専門知識や経験を持った児童指導員となっている。
- ・児童発達支援の中でも主に、未就園児を中心とした療育を行っている。
- ・明るく心地よい空間と、個々の児童の特性に合う対応の配慮。専門職員（看護士、保健師、心理士、介護福祉士、アート療法士、元・特別支援学校教員、元特別支援学級介助員、スクールカウンセラーなど）による専門的支援。
- ・アート療法やクッキングなど、月刊計画による充実した活動内容。個別指導による丁寧で効果的な対応と効果。行事や個別面談による、保護者との細やかな連携。必要に応じた、学校や他機関との連携。
- ・現在は音楽療法を取り入れている。良いと思うことはどんどん取り入れていく。
- ・グループ分けをして活動を行っている。全体活動として誕生日会等も行っている。ザリガニ、めだか等小動物を飼うことにより、命の大切さ、子どもらの感性と創造性を養っている。
- ・年1回の保護者面談、学校訪問等により作成した個別支援計画の下、個別療育、集団行動等、個々に合わせた活動に取り組んでいる。イベントも年数回計画し、利用児童には喜んでもらっている。
- ・運動を柱としている。運動は脳の活性化を図り学習を司る脳の一部を刺激すると考えられている。また、子どもたちのストレス解消の役割も担っている。
- ・グループ活動ができるように、グループの幅や活動に合わせている。1回～3回続けて、スキルアップをめざした活動を行う。週1回プログラム会議、月2回支援会議、週1回職員会議
- ・毎日の児童個々の個別指導に生かすスケジュール表の作成、専門職や地域の機関との連携により、専門的な療育に取り組み、広々とした空間で、思いっきり遊んだり、活動ができ、本児の居場所や役割を見つけたり、幅広い児童が使いやすい環境になっている。
- ・障害種別や年齢を問ない受け入れ体制。地域資源を積極的に活用したプログラミング。地域資源を積極的に活用した行事、イベント開催。相談支援事業所を中心とした学校や医療機関と濃密な連携。
- ・長期休み・土曜日などの学校休業日は積極的に外に出たり、クッキングなど、

「療育・活動の内容」についての取組事例 …… 続き

子どもが喜びそうな活動を、多く作っている。活動の中で、社会性・自立性などを目的とし、ただ楽しむだけでなく、子ども自ら考えて行動できる様な支援を行っている。

・一人ひとりの生活を発達・障害の面から、支援の課題をていねいに捉え、大好きな先生づくりから始め、人への信頼感を高めるとともに、楽しい遊びを通して、意欲と達成感を育てる。なによりも、遊びと集団を大事にし、その育ちから社会性と生きる力を築いている。

・運動にしっかり取り組み、楽しみながら身体を動かしてもらい、達成感を味わいながら、満足して自宅に帰ってもらうように活動内容を考えている。

・一人ひとりの行動や特性を個性と見て強めにしていく。子どもたちの居場所作りホッとできる場所づくりをする。

・医療ケアの必要な児童の成長発達を保護者と共に支援していく。

・保育を基本とした療育。利用時間も幼稚園と同様に利用できる。送迎があるので通園が難しい利用者も利用できる。参観日、個人懇談、鑑賞会、夏祭り、発表会、卒園式と年間を通しての行事がある。園での様子を見てもらい、保護者同士の関わりを持っている。

・月1回外部講師を招いてのサッカ一体操を行う。ボールを使って楽しみながら運動することを覚えていく。

・鑑賞会、プール、ハロウィン等季節に合った遊びを通じて集団生活の楽しさを知る。個人に合った課題を通して、できる事を増やしていく。

・主にコミュニケーションの支援をしている。鏡で自分自身の姿を見ながら他者との距離を縮めていきます。静かに見守ること、よく観察すること、子どもの話をよく聞くこと、行動の意味を理解する事の4点を大切にした養育をしている。

・開所から毎週土曜日に実施しているクッキングは、当事業所のセールスポイントの1つである。特に、開所当時から利用している子どもたちは慣れた手つきで包丁作業棟も行っており、日々成長を感じる。この活動は、自立に向けての大切な役割を担っていると思う。

・統合保育（幼稚園や保育所）で経験する活動を当事業所でも取り入れ、「やつたことある」、「知ってる」という自信につなげていく。体幹トレーニングにも力を入れ、遊び感覚で楽しめるようプログラムを組んでいる。

・毎日通所することで、子どもが見通しを持って動くことができ、支援の積み重ねが期待できると考えている。食事も支援の一環として取り組んでおり、給食と手作りおやつを提供している。

・一人ひとりに寄り添いながらの療育。一人ひとりの苦手なところ、困っていることなどを把握し、学校又は社会に出て困らないように力をつけることを目標とし、療育をしている。また、保護者に対しても相談事等をすぐに対応したり、要望があれば保護者と一緒に学校との話し合い、懇談会に参加したり、病院に医師・作業療法士の話なども一緒に聞いて、一人ひとりの児童のためにできるだけ

「療育・活動の内容」についての取組事例 …… 続き

のことをするようにしている。

- ・不登校児支援を行っている。アニマルセラピーを行っている。定期的に症例検討会へ出席している。
- ・個別療育を中心に実習指導、日常生活に必要な時間（スケジュール）計算など多く取り入れる。ゆったりした自由時間も作りメリハリをつけている。
- ・モニタリングは3か月ごとですが、発育状況に合せてその都度行っています。
- ・週間で集団活動プログラムを設定している。（クッキング、茶道、習字、造形、レクリエーション），個別に学習指導をしている。
- ・小さいステップで、できることを増やし自信をつけていく取組み。ほめて伸ばしていく取組み。
- ・人との関わりをたいせつにする中、信頼やコミュニケーション力を高める。身体活動をたっぷり取り入れ、自信を深める。自らが主体となって生活していく力の土台を育む。自分でやってみたい活動を選択し、目的を達成していく過程をたいせつにする。
- ・体人面での課題の児童が多く、遊びや生活を通して、たっぷりと親子で遊んだり関われる環境を作っている。保護者の障害受容に向けて、時間を掛けながら話をしたり、他の保護者との関係を深めたり関わり方の大切さを伝えていくようしている。
- ・運動を通じたコミュニケーション能力の向上と自己肯定感を高める。
- ・1週間を通して通所している児童が、ほぼかわらないため、児童同志の協力意識信頼感などにつながっている。週の曜日で活動内容を決め、職員が言わなくとも児童が各自で伝えるように児童に何曜日の活動は何をするとわかりやすくしている。
- ・小集団によるグループ療育を実施している。
- ・生活をしていく上で、その場面、瞬間において自立的に行動できる力、活動できる力が身に付くよう、1対1でのアセスメントを行い、児童の強み弱みをしつかり知っていくことで、一人ひとりの児童の最大限の力を引き出せるような個別課題の取組みや児童の力が十分に活用できるよう自立場面の設定、対人関係の形成のサポート等、楽しくわきあいあいと遊びや活動の中で自然と力が身についておられるよう、丁寧なプロセスで自立に向けて支援している。活動した後は、ほっと和む時間も作り、児童のペースを見ながら楽しく過ごせる内容を準備している。
- ・文化を療育の中に取り入れる（絵本文化→日々の療育）
- ・あえてカリキュラムを組まず、児童たちの独自性を尊重。遊びの中で社会のルールなどを教えていく。
- ・放課後等デイサービスを児童発達支援の児童が同じ空間で過ごせる環境。相互で関わりを持ちながら多様なコミュニケーションを経験することができる。
- ・自宅や学校では、なかなか褒めて伸ばすという方法は難しいが事業所で出来た

「療育・活動の内容」についての取組事例 …… 続き

事などを褒めて成功体験を積み重ねていく。それにより児童は落ち着き出来る事が増える。

- ・音楽療法士による音楽療法、心理士による心理療法を受ける事ができる。
- ・児童の将来の自立に向けて、日常生活の中でのマナー、対人関係、職業スキル、整理整頓や趣味的な活動や楽しみを広げていける力等、一人ひとりに合わせた課題や取り組みしている。児童自身が誇りを持ち、たくましく生きていける力を育んでいく。
- ・発達に遅れのある児童に対して、「生き生きと生活する場」を提供するとともに、一人ひとりの発達の課題に配慮しながら、児童が、社会性やコミュニケーション、日常生活の習慣を身に付けていくことが、出来るように支援している。
- ・支援の要請あるいは支援の必要性の認識。迅速な対応。
- ・個々の持っている障害の特性とニーズに寄り添いながら自立に向けての社会性を身に付けていく支援を行っています。
- ・何事においても体験する機会が少ない子どもたちに、地域資源を利用しながら経験してもらい、障害者の施設も近隣にあるため、高校生たちに実習的な体験をしてもらう。個々で存在しがちな子どもたちが、他者を認め、思いやりを示していく感情を育てることを心がけて運営している。
- ・スヌーズレン等の感覚統合療育を積極的に取り入れている。子どもたちの目線に合わせた支援を心がけている。療的ケアの必要な子どもたちの受け入れを行っている。
- ・利用時には、楽しく、時にリラックスしたりと体調に合わせて活動を調整している。
- ・子ども自身が、自ら理解して活動できること。自ら活動することにより、達成感を持ち自尊心を育てること。コミュニケーションの基礎を学び、人とのかかわりに対して楽しさを感じること。
- ・個々の願いを受け取り、目標達成に向けての療育。個々の願いの達成のために適切な人員配置。医療や大学との連携をすることで、より専門的な療育を目指す。地域の学校との連携をしながら、子どもの発達をサポートする。
- ・「可逆操作の高次化における階層段階理論」について学習会を頻繁に職員全員で開いている。
- ・一番に目標にしていることは、もちろん、利用児童の明るい未来である。良いところを見出し、そのことを評価しながら、個別に対応することで、支援内容はそれぞれ違うが、優しい心根を植え付け、子どもたちの成長に関与できればと願いを込めて支援している。
- ・単独毎日通園により、子どもたちに見通しの持てる期待感のある生活を提供。
- ・「生活と遊び、障害」を主軸とした療育内容で取り組む。
- ・多様な集団編成（全体、クラス、グループ）を保障し、育ちあう関係を構築。
- ・地域の発達支援の必要な児には、外来教室、保育所等訪問支援事業を実施。

「療育・活動の内容」についての取組事例 …… 続き

- ・利用者が笑顔で過ごせるよう個々の特性を生かし、コミュニケーション能力の向上と信頼関係の構築を目指している。利用児童みんなで野菜を作り調理実習として料理を作っている。
- ・大人になってから生活する上で、必要なことを生活スキルとして行っている。内容としては、毎回実際のお金を使っての買い物（おやつ）、洗濯、掃除、洗い物、身の回りの片付け、調理の支援。その他として、創作活動、運動などをグループに分かれて行っている。車いすやリクライニング車いすでの利用も可能で、車いす車両での送迎も行っている。
- ・個別課題による自己肯定感の向上。サーキットトレーニングでの体幹機能の向上による日常生活動作の向上。研修会の開催による指導員の育成。
- ・運動に特化した療育を提供している。
- ・児童の特性を理解した上で、集団で様々な運動を行うことにより、基礎体力の向上、体幹力が向上し、怪我や病気をしにくい体づくり、運動により脳を刺激し、集中力、学習力を向上を図る。集団での活動により、将来に向けたソーシャルスキルを身につけてもらう。
- ・元学校関係者や音楽の専門家がスタッフにいるので、それらの知識や経験を生かした療育を実施している。利用児童の実態に合った集団支援活動と個別支援活動を実施しています。演劇や想像活動、バランスボールを取り入れたストレッチ活動、アロマとヒーリングミュージックを使ったリラックス活動など、実施している。
- ・利用児童が安心して自分を出すことのできる場、みんながお互いを認める場、今の自分に自信が持てる場作りを目指している。
- ・常勤の看護師勤務のため、医療ケアのいる児童のお預かりができる。S.T.O.T.P.Tによる専門性の高い療育の実施。
- ・集団レクリエーションを通じて、日常生活に必要な能力を楽しみながら身に付ける機会を設けている（よく聞く、よく見る、表現するなど）。
- ・個別療育や集団療育等ニーズに応じた療育プログラムの実施。
- ・社会的ルールを守りながら（私も大切あなたも大切）な気持ちを育て集団の中で過ごしていく。望ましい行動を褒めていき自信に繋げていく。
- ・発達障害コミュニケーション指導者など職員の資格取得に力を入れている。
- ・子どもたちの将来を見据えた支援を心がけている。主に小学生の利用児童が多いため、人との信頼関係の形成や、基本的な生活動作の習得、社会性を養うことを中心に支援を行っている。
- ・主に高学年生の利用者が多いため、社会人になった後に生活できるような療育内容を行っている。
- ・基本的な生活動作の習得や就労に向け集中力を伸ばしたりや細かい作業ができるよう遊びを通して行っている。また、社会性を身につける支援、対人関係の形成についての習得も行っている。

「療育・活動の内容」についての取組事例 …… 続き

- ・健康運動実践指導者による「体操教室」や、「ミニバスケット教室」、「キンボールスポーツ」などの運動療育プログラム、保護者同士の交流イベントを実施している。
- ・専任講師による体操教室の実施で児童の体幹機能向上を図り、児童一人ひとりの能力に合わせた体操プログラムによる、達成感、満足感の実現。
- ・ヨコミネ式教育法。障害者のチアリーディングチーム。
- ・重症心身障害児の施設なので、医療と療育の連携の中で安全・安心の環境づくり医療機関及び保護者との連携を重視し子どもの療育を行う。
- ・音楽療法を主に非言語コミュニケーションの確立に向けて、この社会の中で心地よく生活が出来るよう支援に取り組んでいる。
- ・専門のスタッフが、児童の発達段階に応じたきめの細やかな支援を行っている。大学生が利用児童の宿題を教えていている。
- ・ミュージックケアを取り入れて音楽を通じて、個々の感性を養い、協調性が向上できるように取り組んでいる
- ・スポーツレクリエーションに重点をおき、曜日ごとに専門の指導員を招き指導しています。体を動かすことが苦手な子どもに対してもできることを増やしていくよう支援しています。
- ・運動療法に特化している。小さな「できた」を積み重ね。本児の自信につなげていきます。
- ・少人数の児童に、1対1で対応し、発達に応じた療育をする。
- ・SSTを通して、社会のルールやマナーを教える。
- ・リトミックやクッキング、家庭的な雰囲気、散歩、公園等体力づくり。
- ・個別療育、視機能訓練、個別SST、LD児への支援。
- ・障害特性に合わせた支援の提供。物理的構造化、時間的構造化等により、園児一人ひとりの特性に合わせた環境作りに取り組んでいる。
- ・外部講師によるコンサルテーション。・外部講師によるミュージック・ケアの指導を受けて実施している。
- ・食育をしている。
- ・臨床心理士、看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、小児科医など医療と福祉の専門スタッフが連携して療育を行っている。
- ・保護者が、我が子の障害や課題に向き合う時に、初めて出会う施設として、あくまでも高い専門性と温かい人格性をもった施設でありたいと思っている。障害があることは、たいへんではあるが、仲間も支援者も応援する者もいること、親にとっても、子どもにとっても楽しく安心できる場でありたいと考えて取り組んでいる。

ウ 「保護者支援」についての取組事例

- ・地域と密着して、地域の方も障害がある方もどちらもが住み良い街づくりをしたいと考えている。また、支援学校に通っている子どもなどは、地域の行事に参加が難しかったりすることもあるので、近所付き合いなどが希薄になる傾向がある。そういう家庭もしっかりと地域の中に、保護者同士の繋がりをもってもらうために保護者会を2～3か月に1回開催している。
- ・子育て支援、保護者勉強会
- ・カウンセリングの資格を持つスタッフによる、チャイルドカウンセリング、保護者カウンセリングを随時行っている。その結果通所者の成長とともに、保護者の困り感の解消をはかり、保護者自身の成長をうながすことができている。
- ・情緒的な発達が遅れて現れる発達障害児の特性を理解し、スタッフが子どもをサポートするとともに、保護者が適切な時期に情緒的発達を促せるように支援している。
- ・保護者同伴で1時間半の療育を行っているため、保護者の方へのフォローも充実している。個別あるいは3～5名のグループでの療育になるので、細やかに子ども達の育ちや変化を把握することができる。
- ・個別のニードに応じた療育や保護者相談が可能。特に、個別に発達検査が行え、その結果に応じた個別療育が可能。また、定期的及び臨機応変に、保護者の相談に応じることが可能。
- ・母子通園なので、保護者とのコミュニケーションがとりやすい。

エ 「職員の資質向上」についての取組事例

- ・遊びを通じて療育をしているので子ども達が主体的に活動する。保護者が療育を参観し、その後話をする時間をとっているので情報が取りやすい。人材育成に重点をおき、業務の中でP D C Aができるシステムを作っている。職員が明るく勤勉で、人間愛にあふれている。
- ・感覚統合理論研修修了者による社内研修、保護者が働いている家庭が多く送迎については玄関先まで、遅い時間でも、極力希望の時間に送迎している。
- ・どんな障害があろうとも、人間として生きていく上で、礼儀やマナーなどの育成を重視している。それを行う上で、職員が人間として出来ていないと見本にはならないので、そういう意味では、まずは職員の教育から最重視している。
- ・職員全員のスキルアップのために月1回の事例検討会、発達検査の勉強会の実施をしている。
- ・施設、法人主催の研修が年間20回程ある。実践集の作成をしている。
- ・ミニ研修の実施、月1回自分で内容を決めて協議研修している。一人ひとりの発達に応じた少人数での個別指導を行っている。言語聴覚士を配置し、必要に応じて幼児の構音指導を行っている。

「職員の資質向上」についての取組事例 …… 続き

- ・外部研修の内容等の報告研修を社内研修で行う。研修内容について、スタッフからの要望を聞き、内容の決定をする。毎日の申し送りの充実（スタッフ間での子どもの情報提供が多いので）。活動内容についての話し合いの充実。チームワークの良さ。
- ・外部研修の内容を社内研修で社員全員に通達。日々の申し送り。子どもの変化・様子等の情報共有。子どもが楽しく安全にすごせる環境整備。
- ・職員の技術・知識の向上について、特別支援学校の先生を講師として招き、研修を行っている。
- ・外部講師による研修を年数回、事業所内での研修を毎月行い、指導員の質の向上も図っている。
- ・常勤職員は毎月振り返り用紙を作成

オ 「人材定着・確保」についての取組事例

- ・臨床心理士を配置し、子どもの特性を理解する一助として発達検査を実施して、根拠のある療育を目指している。また、幼い子どもでも二次障害は起こるので、情緒的な支援を重視している。
- ・臨床心理士、言語聴覚士を配置し、各種検査を実施することで、児童の現状や成長について、客観的数値にて評価をしている。
- ・医師や理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が常勤しており、連携がとりやすい。看護師・支援員とも重症心身障害の経験があり、対応できる。
- ・資格者が多く、看護師1名、介護福祉士3名、保育士2名、小学校教諭（元）1名と意欲的に支援を行っている。また地域の民生委員、自治会との関わりがあり、地域の行事の参加。社会参加を重要と考え様々な場所へ子ども達の経験のために行っている。

カ 「職場環境」についての取組事例

- ・職員の人柄が良く、職員同士の関係も良好なので、子ども達が安心して過ごせる場所として迎え入れられていると思う。子ども達もとても楽しそうに安心して通ってくれている。利用している子どもが比較的重度（知的・肢体・重複）が多いので、根気を持っている。また、コミュニケーションに注力し、卒業後の環境・人間関係でも人との信頼関係が持てるよう経験してもらうことを大事にしている。
- ・スタッフが若いため、元気良いについては他の事業所に負けない。
- ・難しかったことやできなかつたことができるようになり、利用児童本人に自信

「職場環境」についての取組事例 …… 続き

がつき、保護者から喜ばれることが、職員の勤労意欲につながっている。

- ・そのようにして職員の専門性向上や職員同士の良い協力関係の向上につながり、職場の暖かい雰囲気づくりにも寄与していると感じている。
- ・日々の中での変化など常に職員間で共有し問題があればケース会議で解決していく。
- ・毎日、全体で取り組む活動の他、個人の特性に応じたがんばる目標を立て、見通しを持った活動の中で、日々振り返りを繰り返し、成長して行く姿を励みに支援する。
- ・発達課題を意識しながら、小集団での教室の運営を意識し、指導員が同じ目線で関わるよう打ち合わせを密にしている。
- ・毎日のミーティングで児童、生徒の実態や療育内容を確認または検討している。毎月1回の家庭連携。
- ・障害特性上、難しいときもあるが集団の中で生活上、必要な事を伝えることを重視している。
- ・医師、専門職、保育士によるカンファレンスを行い、保護者と一緒に今後の方針について話す場がある。
- ・必要に応じ発達検査等を実施し、個々の状況を把握し支援計画を作成している。職員同志のコミュニケーションを図り、チームとして利用者の支援にあたっている。

カ一② 「職場環境」の中で、「職員連携」についての取組事例

- ・毎月の職員会議において、「職場改善提案」を実施し、職務遂行がスムーズに実施できる機会を持っている。
- ・職務に対する意欲向上が高まるよう日々の業務等と利用児童主体の療育支援を職員間の役割を決め、打合せの時間を密にとるようにしている。
- ・児童の課題・療育内容の充実
- ・職員の勤務状況、勤務都合などを職員全体で情報共有し、お互いのフォローアップに努めている。
- ・業務に対する意識統一も心掛け、業務に支障が無い様にフォローに努めている。
- ・利用者に取り組むべき課題
- ・会議、昼食時に子どものことを取り上げて話し、課題の共有化、支援の共有化をはかる。
- ・連絡ノート、普段のコミュニケーション
- ・職員の数が少ない分、なんでも話せるような雰囲気を作るようこころがけている。子どもたちの支援のことだけでなく、プライベートの話もできたり、午前中の時間を利用して趣味の教室みたいなことをやったりしている。

「職場環境」の中で、「職員連携」についての取組事例 …… 続き

- ・報告、連絡、相談、ミーティング
- ・職員同士コミュニケーションを取るようしている。
- ・明確な勤務体制、業務量、研修等の実施
- ・よく話し合う。当事業所では、どのような療育を行おうとしているかは、常に示すようにしている。
- ・職員が事業所の方向性を理解すると意欲が高まり、互いに教えあっている。
- ・その日の勤務前後に、打ち合わせを行っている。アットホームな職場である。
- ・月1回の全体ミーティング
- ・年数回の子どもたちと指導員のコラボ作品展を通して連携を深めている。
- ・週1回の会議はもちろんのこと、児童が帰った後、記録を打ちながらの振り返りで話しあいができている。
- ・ケアカンファレンス、担当者会議を定期的に行うことにより日々の変化を把握する。
- ・毎日ミーティングをする。当日の流れ、児童の関わり方・申し送り・決定事項等。
- ・毎日の定時会議において療育計画の実施状況、当日の内容について確認している。
- ・急な内容変更にも対応するよう職員間の迅速な連絡体制を整えている。
- ・利用者個々の療育内容の把握、確認を毎日実行している。
- ・送迎の際に得た情報を必ず出し合う。活動中に起きる子ども達の様子を全員が把握するため、常に職員同士でいろいろな話をしてコミュニケーションを図る。
- ・毎日、利用者の様子を送りノートに記入し、職員間の連携を取っている。始業前のミーティングにて連携を取っている。
- ・毎日、昨日の療育結果と当日の療育内容について職員全員で話し合っている。
- ・毎日のミーティングと毎月のケース会議
- ・日々のカンファレンス
- ・クラブ、グループ、行事担当、全体指導者会議など関わりは深い
- ・支援方法・保護者の指導について
- ・月に1度、気づきや反省等のノート提出をしてもらう
- ・各クラスのミーティングを毎月実施している
- ・社用携帯による一斉メール
- ・毎日のセッション終了後に当日勤務職員カンファレンスをして子どもの様子や保護者からの聞き取りや、その他気づきなどを話し合っている。
- ・一人の子供を違う時間に複数の職員で見ているので、それぞれ何をやっているのか情報交換しながら日々療育している。
- ・管理者や児童発達支援管理責任者が、よくスタッフと面談する。

「職場環境」の中で、「職員連携」についての取組事例 …… 続き

- ・学校から聞いたこと、児童の様子が、おかしかったりしたら直ぐに職員に報告連絡をしている。
- ・毎日サービス開始前に 30 分～1 時間程度のミーティングを行う。その際、職員からも利用者に対して適切な支援やリスク管理の意見も出せる関係性作りをしている。また、月に1回～2回は、ケース会議や職員研修を行い、職員間の考え方の違いや共有を行っている。
- ・年に2回、懇親会を行っている。
- ・IT活用でなかなかコミュニケーションが取れないものを情報共有している。
- ・朝礼、終礼を行い、一人で課題を抱え込まず全体で共有するようにしている。コミュニケーションを密にとり、連携して仕事を進めている。
- ・変わったことや悩み事などに関しては時間を置かずに話し合いを行う。
- ・児童の発達について、現在の支援の必要性の内容を話し合って適切に対応している。

カ－③ 「職場環境」の中で、「情報共有」についての取組事例

- ・会議だけでなく日常的に話をしている。
- ・毎日終礼を実施。振り返りと翌日の療育内容について確認、子どもたちの情報を共有、1回／月の月間会議の中で、全員でモニタリングを実施。
- ・職場内及び職員間の雰囲気を良好に保つことで、各々が持つ情報を共有できる職場環境づくりに努めている。
- ・毎日のように、利用者の課題について、情報を交換し共有している。
- ・気楽に話し合いができる状態を作る。
- ・記録に支援と様子をできるだけ具体的に記入することによって、支援の仕方を共有する。
- ・多くの職員が集まれる機会を設けている（ランチやミーティングなど）
- ・週に一度、職員会議を開いている、欠席者には議事録を渡している
- ・月1回のケア会議以外にも共有したい情報があれば、小ミーティングをこまめに開いている。
- ・教室終了後に子どもの姿の確認を行い、それに対してどのような支援を行ったかなどを教室ごとに反省会を行い、日々の実施記録票に記入している
- ・月1回の会議や気になった点を個別記録に記入してもらっている。
- ・その日の勤務前後に、打ち合わせを行っている。担当者や児童発達支援管理責任者が、支援日誌のファイルに、メモや気づきを記録して、当日その場にいない者にも常に情報を共有できるようにしている。
- ・ソーシャルメディアを利用して、事務連絡・子どもの様子などの情報共有を図っている。

「職場環境」の中で、「情報共有」についての取組事例 … 続き

- ・毎日の振り返りで、情報共有をするが、ローテーションで休みの職員は伝達するようにしている。(伝達は、児童発達管理責任者が担当する。)
 - ・出勤していないスタッフがいた場合、スタッフ間にて休んだ日の申し送りを積極的に把握する。
 - ・毎日のミーティング。ミーティングに出られなかつた職員はミーティングノートを見てサインをする。
 - ・ホワイトボードを使用した利用者の送迎、療育計画に見える化を図っている。
 - ・連絡ノートの即時記載、職員全員の日報、日誌の確認。
 - ・保護者向け通信及びSNSの作成内容を共有している。
 - ・支援グッズ作成の協力体制ができている。
 - ・支援活動の役割分担を明確にし実施している。
 - ・すぐに全員に伝える。メモに書いて掲示しておく。
 - ・日々のコミュニケーション、記録の活用、ミーティング。
 - ・全員での毎日朝ミーティング、ホワイトボード活用、常勤会議の短時間職員への報告、全体会議の実施など。
 - ・急ぐ情報については、LINEで共有。
 - ・療育内容及び結果、今後の課題などを療育後詳細に記入し、だれでもいつでの見れる状態にしている。
 - ・日々のカンファレンス。回覧、伝達ファイルを作成している。引き継ぎノートを使用。
 - ・日案の記載方法を常に改善、工夫を検討し、情報を共有しやすいよう努めている。
 - ・申し送り、連絡ノート。
 - ・記録を詳しく記入する。
 - ・個人情報に十分配慮しながら毎日打合せする時間を設けその際情報共有が出来るようにしている。個人情報以外で必要なことは見える化を目標にボード等を使って共有できるように努力している。
 - ・週1回のミーティングや、突発的に出てきた情報についても回覧などして、周知を心がけている。口頭での説明も常に行っている。
- 毎日のセッション終了後に当日勤務職員カンファレンスをして子どもの様子や保護者からの聞き取りや、その他気づきなどを話し合っている。
- ・日々の勉強会や会議で情報共有をする。
 - ・全体ミーティングの実施。議題に基づき意見交換を行っていき、組織体制の向上を図るとともに、職員一人ひとりの資質向上を図る。
 - ・終業のミーティングで、学校で先生から言わされたことや、児童を送ったときに家族から言わされたことなどを報告している。
 - ・毎日サービス開始前に30分～1時間程度のミーティングを行う。その際、職員からも利用者に対して適切な支援やリスク管理の意見も出せる関係性作りをし

「職場環境」の中で、「情報共有」についての取組事例 … 続き

ている。また、月に1回～2回はケース会議や職員研修を行い、職員間の考え方の違いや共有を行っている。

カ－④ 「職場環境」の中で、「チーム意識づくり」についての取組事例

・理念や目的の共有を図ること。また日々の療育の中で管理者は積極的に現場でOJTを行い、理念に基づいた支援について現場スタッフに落とし込んでいく。「自立」を目的に、どう支援するかについて話し合う機会を短時間でも継続して持っている。

・それぞれのスタッフが取り組んでいることを管理者は把握して、半期に一つそれぞれがやっていること成果などをまとめるように求める。それを事業所全体の検討会で発表する。やっていることの見える化を行うことで、何気なくやっていることに意味があることがわかってきて、皆ができるようになる。士気も上がる。

・ミーティングで「お互いを常に尊重すること。たとえ自分がどんなに先輩であっても相手を敬うこと」、「自分のほうがよく知っている」や「こうしなさい」という命令は決してしないと常日頃から意識づけしている。

・お互いを尊重しながら、子どもの関わりなどの意見は出し合うように意識している。明るい職場づくりを意識している。

・何でも言える関係

・個人では解決できない状況があることを職員間で意識し、問題解決、対応への姿勢としてチーム意識を構築している。

・毎日のように、利用者の課題について、情報を共有し、取り組む内容を話し合っている。

・イベントなどがあれば、みんなで一致団結することも多い。

・特に、今回地域の祭りに、出店し終えたばかりなので、今は良い時。

・ひとりですべて負うことのないよういつも指導員とコミュニケーションを取り疑問や相談にのる。

・療育の勉強会を開く。助け合いの心。責任は一番上がとるので、しっかりチャレンジする機会を与え続ける

・職員間で連絡ツールを使用し、利用者や支援内容についての疑問、不安等をすぐに共有及び解消できるようにしている。

・個人の問題としてではなく事業所全体の問題として共通意識を持つことができていると考える。

・定期会議・研修会の開催

・何でも話せる場を設けるようにいている

・それぞれの役割を決めて、常に意識して働くように注意喚起している

・自分の価値観を押し付けない

「職場環境」の中で、「チーム意識づくり」についての取組事例

…… 続き

- ・個々の責任だけにせずチームで起きたことはチーム全体の責任と意識を持つ
- ・教室ごとのリーダー、サブ、雑などの役割分担を行い、臨機応変に動くことができる。
- ・日々の業務を分担して行う。
- ・どういう療育をしようとしているかを常に示し、短いミーティングをしばしば行う。
- ・利用者や保護者の悩みや願いを共有し、その思いを大切にしようとする意識を強く持つ。そのことが、ひとつのチームとしてまとまっていく原点。
- ・デイサービス開始時前に連絡会を行い、意識付けをしている。
- ・スタッフ全員が、すべての利用者様の状態を把握し、スタッフ間の情報共有をはかり、充実したサービスを提供でいるよう工夫している。
- ・みんなで児童と関わり、気付きを言い合える環境にする。関わり方の統一。
- ・療育の個別取組を全員での話し合いで確認している。
- ・事業所内の研修の実施。
- ・外部研修受講者による職員への研修を実施。
- ・報告、連絡、相談の実施を常に意識して活動している。
- ・アイディアを出し合ったり、いろんな話をして良い雰囲気を作っている。
- ・ケースについて、お互いに意見を求め合う
- ・長時間利用のできる日に、定期的に職員全員が参加して行うイベントを行っている。
- ・多数が参加するイベントでは、会の成功という共通目標をめざし職員各々が協力し、設営、運営を行わねばならないため、自ずとそのような意識が出来てきていると感じられる。
- ・定期的にそのようなイベントを行うことは、組織にとってマンネリになることを避け、互いに協力関係を保つというモチベーションの維持に対し、一定の効果があると考えている。
- ・可能な限り全員への公平な情報共有を心掛けている。
- ・互いに、敬語を使って話すように心がけています。
- ・利用者の問題行動やすべての問題に、全員で対策を検討している。
- ・毎日 少ない時間でもミーティングを行なっている
- ・明るく、なんでも言える（意見交換できる）雰囲気づくりに努めている。
- ・療育は、個別で1対1で行うが、療育内容の検討については職員全員で協力して行っている。
- ・職員全員参加で新年会、忘年会などいろんな行事で家庭のこと、療育について、その他いろんな意見を聞き創意工夫、改善していくように努力している。
- ・毎朝のミーティングで、当日の療育内容の予定を確認し、助け合えるようにしている。

「職場環境」の中で、「チーム意識づくり」についての取組事例

…… 続き

- ・皆で同じ方向に向かってより良いものにしていこうという意識が高い
- ・毎日みんなで集まってミーティングをして確認している。
- ・職員室の席をチームごとにかためる。話し合いを多くもつ。
- ・仕事後に部活をする。
- ・否定しない。
- ・研修旅行等でチーム意識を持ってもらうように努めている。
- ・職員同志が、声掛けを頻繁にする。
- ・ストレスを溜めない。
- ・話しやすい環境設定ができているか、管理者、責任者がキーパーソンとなり意識する。
- ・みんなで育てる。みんなで作る。スタッフが楽しいと子どもも楽しい。
- ・管理者ではなく職場の責任者を通す。
- ・お互いの良い面を認め合う雰囲気づくり
- ・毎週曜日を決めてカンファレンス、危機予測に対する話、チームプレーが必要で意識付けをするため、ミーティングをもっている。
- ・それぞれの役割を明確にする。
- ・ミーティングを丁寧に行うことにより、他者の意見を聞くことやサブスタッフが教室リーダーをサポートすることに繋がるようにしている。
- ・クラス会議を充実させる。
- ・コミュニケーションを重視している。
- ・日ごろからの付き合いを管理者が中心で行っている。
- ・反省点などの確認
- ・情報共有をしっかりと行い、同一意識で動けるように心がけている。
- ・目標を決めて、職員ひとり一人が自発的に行動できるようにしている。
- ・支援内容等の目標までの途中経過をチーム全体で把握すること。
- ・年に数回の食事会
- ・入社前の面接、入社後のオリエンテーション、就業中のミーティング時等に管理者や児童発達支援管理責任者からチーム連携の重要性を説明、理解を求めていく。また、中心となれる従業員（パートリーダー）と連携し、チーム作りに必要な情報交換や共有を行っている。
- ・職員間の対話を大切にし、個々の思いや、意見を出したり、受け止めたりが、日常的に行われていること。
- ・ＩＴ活用及び職員ミーティング。
- ・通所時の連絡事項記載を声に出して読み上げる。朝の会での報告を行う。
- ・児童発達支援管理責任者を中心に、各利用児の問題について、検討している。
- ・単位の担当者が、療育メニューと方向性を決めるが、やり方や目的を伝えたり振り返りを行い何でも話し合える雰囲気作りを心掛ける。

「職場環境」の中で、「チーム意識づくり」についての取組事例

…… 続き

- ・毎日のミーティングで、その日のそれぞれの療育内容やねらい、子どもの様子などを丁寧に情報共有する時間を取りようとしている。

キ 「他機関連携」についての取組事例

- ・隣接する高齢者施設との交流
- ・併設の生活介護事業所もあるので年齢の異なる方との交流もでき、児童の社会性を広げることができる。
- ・他の事業所と密に連携を取り合い、2つの事業所で、1つのデイサービスとして運営している。曜日で小学生・中高生の利用日を分け、集団・個別を事業所別に、療育を行っている。
- ・小児神経科の医師との連携により医療的見地から支援を実施している。
- ・大学及び療育機関の先生方を招聘し、児童及び保護者を直接指導していただいている。
- ・保護者の方と面談の上でそれぞれに合った個別支援計画をたてており、全ての方と学校との連携をさせて頂き共通の認識を持った中で療育を行っています。
- ・学校や家庭との連携を図ることにより、子たちの体調管理には常に配慮している。
- ・同法人内に、おとなを対象とした事業所（就労継続支援事業所、生活介護事業所等）があり、障害者の先輩や、その保護者と出会う機会をつくりやすい。また、同法人内に、居宅系サービスの事業所もあるので、生活全体に係るニーズにもこたえやすく、生活場面に関わる情報共有も行いやすい。
- ・医療機関との連携が取れており、きめ細やかなサービス提供ができる。
- ・医療機関に付属した事業所であり、医師や主治医との連携がとりやすい。

キー② 「他機関連携」の中で、「学校との連携」についての取組事例

- ・学校との連携について、よく連携できている場合の内容
- ・ケース会議
- ・送迎時に毎回担任の先生と児童についての情報交換
- ・サービス開始時には、学校へ依頼しケース会議を実施
- ・学校での教室の様子、カリキュラムの確認。また当事業所での療育方針を伝える
- ・参観日、発表会への参観（近隣小学校）、その他、必要に応じ連携し、学校と一緒に保護者支援を実施。等

「他機関連携」の中で、「学校との連携」についての取組事例 続き

- ・学校での様子を知りたいと、放課後等デイサービス事業所から学校に面談を持ちかけたら、すぐに設定をしてくれた。
- ・学校側から、放課後等デイサービス事業所のスタッフに対して、事業所での様子などを教えて欲しいと時間を作って話し合いの場を設けてくれた。
- ・年度初めに、学校から年間計画をもらう。
- ・行事の案内、参加。担任からの依頼があれば、答える。PTA新聞などの配布
- ・電話やFAX、メールなどで連絡を取り合ったり、学校や当施設、また児童宅に同席し担当者会議やケース会議を頻繁に行っている。
- ・対象生徒の状況や課題の共有、学校での取組や事業所の療育の役割など話す機会を持ちながらやっている。学校によって協力体制が難しいところもある。
- ・児童の身体状況や学習状況等、隨時相談している。
- ・送迎時に、お互いの報告事項を報告し合っている、学校見学や施設見学をし合っている。
- ・担当者会議に学校の先生が参加している。
- ・すべてのケースで連携しているわけではないが、保護者または学校、保育園、幼稚園から連携を求められた時は必ず応じる。学校、保護者、事業所の3者で話し合うことが多い。
- ・連携内容は、それぞれで見せる子どもの様子を共有し、学校は対応方法や生徒理解に役立ち、保護者は学校と事業所が連携することで安心感が高まる。事業所も事業所以外での様子を知ることにより特性理解が深まる。事業所は環境調整や対応を変えることで、どのように子どもたちが伸びるかを示せると学校や保護者の負担感が減らせる。
- ・担任や主幹教諭と利用児童の状況について、連携が取れている。
- ・送迎時には利用者の学校での様子を伺えるし、何かあった際には担当者会議に参加してもらえる学校もある。
- ・送迎時間の変更など、直接学校から連絡をいただくことが多い。また、学校での様子を伝えてくれるので、放課後等デイサービス事業所に来る前の利用者の様子を知ることができる。
- ・連絡ノートの活用。電話連絡。
- ・保育所等訪問支援において、校長、教頭、担任、コーディネーターと利用児童の支援について連携している。就学に向けて、学校見学をさせてもらったり、入学希望校の相談や、利用児童の状態を伝え、連携している。
- ・学校の先生と送迎の際、今日の様子、体調など詳しく聞き、保護者の同意を得て学校の連絡帳を見させてもらい、毎日の状態を把握する。
- ・校長、教頭、担任の先生との打ち合わせ。当事業所の活動内容を利用者通学校に定期的に報告。保護者、学校、当事業所の相互コミュニケーションを大切にしている。

「他機関連携」の中で、「学校との連携」についての取組事例 続き

- ・ブログ等を学校の先生にも見てもらって、事業所の活動も知ってもらっている。
- ・保護者を通じて、指導内容を連携している。
- ・入学の際、引継ぎのため、学校への訪問又は教員からの訪問を受けている。移行支援計画に基づいて細やかな引継ぎを行っている。引継ぎ以降の問題解決については、保育所等訪問支援事業を利用する保護者も多い。
- ・保護者からの希望があれば、担任教員と連絡を取り合ったり、連絡帳に記入などもある。
- ・年1回の学校訪問（連携）で、支援内容等の話し合い。
- ・学校訪問 カンファレンスへの出席
- ・年に2回カンファレンスの実施、子どもの様子の把握
- ・定期的な保幼小連携会議の開催
- ・気になることはすぐに、学校の担任に電話などしている。
- ・年数回、担任との面談や教室解放に参加している。
- ・指導方法、不登校児の様子
- ・学校へ訪問させていただき、日々の様子、活動を報告。統一して行える支援方法・療育活動を話し合う
- ・相談支援専門員をキーパーソンとし、学校関係者（担任職員、コーディネーター、校長、教頭、SSW等）訪問支援員、児童発達支援管理責任者、担当職員、保護者、関係事業所職員を交えて個別支援会議を実施する。
- ・保育所等訪問支援事業を活用する
- ・児童や保護者または、学校職員の困り感に対して、支援の実態や、今後の対策について話し合う
- ・入学前の子どもの様子を見に来てもらう。
- ・就学に向けての移行支援会議の実施
- ・各方針の共有、評価結果に基づいた助言
- ・学校によっての差はあるが、特別支援コーディネーターや担任・管理職と子どもの様子について連携している。
- ・子どもの成長していることや課題・最近の様子について。
- ・学校での様子、学校での出来事、長期休みの生活について。
- ・数か月ごとに支援目標を確認する。
- ・必要に応じ、担当者会議を開くなど、学校側との対応検討や調整、相談を行っている。
- ・問題がある利用児童の担当会議を開き、学校の先生や相談員と問題を共有して、方向性を考えていく。
- ・交友関係、学習レベル、生活全般に関する事など個々の実態の把握
- ・頻繁に学校生活や食欲等の情報交換を担任の先生としている。
- ・利用者の学校活動での実態調査及び相互支援内容の把握

「他機関連携」の中で、「学校との連携」についての取組事例 続き

- ・夏休み等の休暇利用間については、先生に指導を受ける機会を設けている。
- ・送迎時に児童の様子を伺い、必要に応じて個別支援会議を開催し、情報共有や支援方法の統一を図っている。
- ・学校と家庭、療育のつながりを深め、支援のネットワーク作りをする。

ク 「設備・環境」についての取組事例

- ・安心して楽しんでいだけるよう、優しく温もりのある場所、安心感、達成感、充実感を感じて、生きる喜びを味わえる空間を目指している。
- ・人との関わり方を人と遊びを通して覚える。体験できる場所。
- ・テレビもビデオもゲームもない。近代的な物を置かない。
- ・当施設は、重度障害児・者を対象とする通所であるため、医療的なケアを必要とする子どもさんを安心して安全にお預かりすることが可能である。
- ・子どもたちが落ち着いて過ごせる空間づくり
- ・のびのびと体を動かせる広いスペースがある。
- ・森に囲まれた環境を活かし自然の中で四季折々の本物の体験型療育を重視し、一人ひとりの声を大切にしている。
- ・建物が大きいので行事を行う時にはリビング、台所での活動が豊かになり、例えば夏はみんなでソーメン流しやスイカ割り又、別部屋で買い物ごっこを楽しむ。庭では、ミニ運動会を年2回程度行う。畑では、なかなか上手く育たないが野菜を作っている。地域の方も来所されるので、コミュニケーション作りをする。
- ・事業所の広さを生かしたサッカー療育を月6回行っています。また、調理活動を月3～4回行っている。
- ・落ち着いて活動できる環境づくりを第一に考え、刺激の抑制や体を動かすことでの情緒の安定をはかっている。
- ・過去の療育内容をきちんと整理し、記録し、より楽しい療育内容を考えていくための資料を作成している。個別療育を年間28回は、確保できるスケジュールの作成と、保護者参加型の療育内容を精査している。
- ・日常生活における基本的動作の習得や、アットホームな雰囲気の中で落ち着いてゆったり過ごせる環境の放課後デイサービスを目指している。
- ・我が家に帰ってきた時の様な雰囲気づくりを、物心両面から心がけている。
- ・広い敷地とスポーツインストラクター資格を持つ児童発達指導員がおり、集団での児童一人ひとりの個性に合わせて療育内容を組み立てている。

障害児通所支援事業の質の向上に係るアンケート調査票

記入上のお願い：①平成 28 年 9 月 1 日現在で、記入してください。

②該当するものの□にレ点又は■を御記入いただき、空欄部分は御記入ください。

③運営等についての回答は、管理者の方が、事業所全体の状況を記入してください。

事業所名	
事業種別	<input type="checkbox"/> ①福祉型児童発達支援センター単独型
	<input type="checkbox"/> ②福祉型児童発達支援センター多機能型
	<input type="checkbox"/> ③医療型児童発達支援センター単独型
	<input type="checkbox"/> ④医療型児童発達支援センター多機能型
	<input type="checkbox"/> ⑤福祉型児童発達支援事業
	<input type="checkbox"/> ⑥医療型児童発達支援事業
	<input type="checkbox"/> ⑦放課後等デイサービス事業
記入者	
所在地	
電話番号	

※この調査は、県内の障害児通所支援事業全体の状況を把握して、障害児通所支援事業の質の向上のための基礎資料とすることを目的としており、個々の事業所の指導を目的とした調査ではありませんので、正確な記入をお願いします。

なお、このアンケート調査結果について、個別の事業所の情報が特定できるような公表はしません。

I. 事業の概況

1. 定員等 ※複数の障害児通所支援事業を提供している場合は、事業毎に追加記入してください。

障害児通所支援事業名	定 員	登録児童数

2. 利用契約児童の利用形態について

※複数の障害児通所支援事業を提供している場合は、事業毎に追加記入してください。

障害児通所支援事業名	週 6 日 以上	週 5 日	週 4 日	週 3 日	週 2 日	週 1 日	週 1 日 未満	合 計
	人	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人	人

3. 在籍児の年齢区分

年齢	未就学児	左記のうち高校生以外 の中学卒業者（別掲）	小学生	中学生	高校生	合 計
人数	人	人	人	人	人	人

4. 職員の人数 **※複数の障害児通所支援事業を提供している場合は、事業毎に追加記入してください。**

※兼務の場合は、それぞれの事業に記入してください。

障害児通所支援事業名	常 勤	非常勤	合 計

5. 地域の放課後等デイサービス事業所等連絡会への加入について

①加入している ⇒ [連絡会の名称 :]

②加入していない

II 家族支援の状況

1. 保護者支援・情報提供などについて

(1) 保護者支援・情報提供などを実施

①実施している ⇒ (2)～(3)に回答のこと

②実施していない ⇒ 設問Ⅲ以下へ

(2) 保護者支援等の形態

※該当するもの全ての□にレ点又は■を記入してください。

①講演会・学習会などの開催

②懇談等を通じた研修

③親子通園によるペアレントトレーニング等の実施

④保護者同士の交流会の実施

⑤個別の訓練の実施や指導方法の学習会等の開催

⑥個別にカウンセリング等の時間を持つ

⑦その他 ()

(3) 保護者支援等の実施目的

※該当するもの全ての□にレ点又は■を記入してください。

①子どもの成長発達の理解の一貫として

②園と家庭の一貫した療育による効果

③親同士の交流

④良好な親子関係の育成

⑤育児不安の軽減

⑥介助の手伝い

⑦医療的ケアの実施を家族に委ねる

⑧虐待の予防

⑨その他 ()

III 療育方針、質の向上について

1. 療育計画について

(1) 年間療育計画の有無について

①年間療育計画を作成している ②年間療育計画を作成していない

③その他 ()

(2) 日々の療育指導案の有無について

- ①療育指導案を作成している ②療育指導案を作成していない
③その他 ()

2. 事業所を運営していく上で、重要視されていることを5つまで、選択してください。

- ①送迎 ②建物のバリアフリー ③職員の態度や事業所の雰囲気
④職員の専門性の向上 ⑤専門職の配置（看護師、理学療法士、言語聴覚士等）
⑥専門的療育内容（感覚統合療法、音楽療法等） ⑦児童にあった遊具や教材
⑧活動内容の充実 ⑨保護者との信頼関係の構築 ⑩学校や他機関との連携
⑪その他 ()

3. 事業所のセールスポイント……〔療育内容や質の向上について、事業所のセールスポイントがあれば、記入してください。〕



4. ケアマネジメントについて ※該当するもの全ての□にレ点又は■を記入してください。

(1) 主訴を明確に把握するのは、どなたですか。

- ①管理者 ②児童発達支援管理責任者 ③担当者 ④その他 ()

(2) 本児の発育状況や発達段階の把握、確認するのは、どなたですか。

- ①管理者 ②児童発達支援管理責任者 ③担当者 ④その他 ()

(3) アセスメント（課題分析）をするのは、どなたですか。

- ①管理者 ②児童発達支援管理責任者 ③担当者 ④その他 ()

(4) ケアプラン（個別支援計画）の作成方法について

- ①サービス利用計画のもと、児童発達支援管理責任者が作成する
②保護者面談をする ③担当者間で処遇検討をする
④相談支援専門員を交えて処遇検討をする ⑤その他 ()

(5) 個別支援計画に基づいて療育指導案を作成するのは、どなたですか。

- ①管理者 ②児童発達支援管理責任者 ③担当者 ④担当者間で行う
⑤その他 ()

(6) モニタリングをするのは、どなたですか。

- ①管理者 ②児童発達支援管理責任者 ③担当者 ④相談支援専門員
⑤その他 ()

(7) モニタリングの期間は、いつですか。

- ①6か月ごとに実施する ②毎学期ごとで年間3回実施する
③その都度実施する ④不定期 ⑤その他 ()

5. サービス等利用計画について

- ①相談支援専門員が作成
- ②セルフプラン
⇒
 - (ア) 利用児童の保護者が作成
 - (イ) 自事業所で作成の支援を行う

※①及び②の両方ある場合は、作成割合を記入してください。

区分	作成割合
①相談支援専門員 が作成	約 %
②セルフプラン	約 %

6. 他機関との連携について

- | | | |
|--|-----------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①こども家庭センター（児童相談所） | <input type="checkbox"/> ②相談支援事業所 | |
| <input type="checkbox"/> ③保育所/幼稚園/小中高等学校 | <input type="checkbox"/> ④特別支援学校 | |
| <input type="checkbox"/> ⑤児童発達支援センター | <input type="checkbox"/> ⑥医療機関 | <input type="checkbox"/> ⑦発達障害者支援センター |
| <input type="checkbox"/> ⑧他の利用している事業所 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 () | |

7. 学校との連携について

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> ①よく連携できている (連携内容 :) |
| <input type="checkbox"/> ②連携したいができないことがある (連携したいこと :) |

8. 職員のマネジメントについて

- | | | |
|--|-------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①職員連携はよく出来ている (連携内容 :) | | |
| <input type="checkbox"/> ②ある程度出来ている | <input type="checkbox"/> ③あまりできていない | <input type="checkbox"/> ④不十分である |

9. 職場内での情報共有について

- | | | |
|--|-------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①よく出来ている (情報共有で工夫していること :) | | |
| <input type="checkbox"/> ②ある程度出来ている | <input type="checkbox"/> ③あまりできていない | <input type="checkbox"/> ④不十分である |

10. チーム意識について

- | | | |
|--|---------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①意識は十分ある (チーム意識づくりで工夫していること :) | | |
| <input type="checkbox"/> ②ある程度意識はある | <input type="checkbox"/> ③あまりチーム意識がない | <input type="checkbox"/> ④不十分である |

11. 従業者の療育経験及び療育技術等について

(1) 療育経験について

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①十分な療育経験がある | <input type="checkbox"/> ②ある程度療育経験がある |
| <input type="checkbox"/> ③あまり療育経験がない | <input type="checkbox"/> ④不十分である |

(2) 療育技術について

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①十分な療育技術がある | <input type="checkbox"/> ②ある程度療育技術がある |
| <input type="checkbox"/> ③あまり療育技術がない | <input type="checkbox"/> ④不十分である |

(3) 児童に対する気配り・配慮について

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ①十分な気配り・配慮が出来る | <input type="checkbox"/> ②ある程度気配り・配慮が出来る |
| <input type="checkbox"/> ③あまり気配り・配慮が出来ていない | <input type="checkbox"/> ④不十分である |

(4) 子どもの安全確保について

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> ①いつも安全確保に配慮している | <input type="checkbox"/> ②ある程度安全確保に配慮している |
| <input type="checkbox"/> ③時々安全確保を怠ることがある | <input type="checkbox"/> ④不十分である |

(5) 原因解明・反省・改善について

- ①十分に行っている ②ある程度行っている
③あまり行っていない ④不十分である

12. 職員研修について

(1) 所内研修の有無について

- ①所内研修を実施している □②所内研修を実施していない □③その他 ()

(2) 所内研修の実施状況について

- ①定期的に実施している

□ (ア) 週 1 回程度 □ (イ) 月に 1 回程度 □ (ウ) 3か月に 1 回程度

□ (エ) 6か月に 1 回程度 □ (オ) その他 ()

□②不定期に実施している

(3) 所内研修の具体的内容について

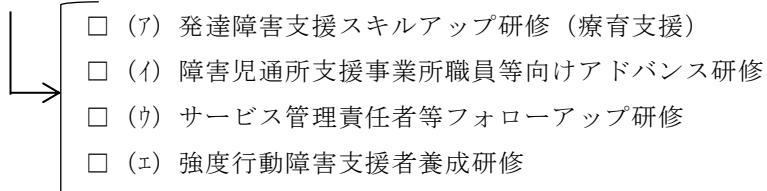
- ①各役割分担がある ②P D C Aに基づく研修 ③外部講師を招いての研修
④事業所職員による内部講師の研修 ⑤その他（ ）

(4) 外部研修への参加状況について

- ①年1～2回程度 ②年3～5回程度 ③年6～10回程度 ④年12回以上
⑤参加していない

(5) これまで受講した外部研修について（複数回答可）

- ①広島県が実施する研修…… (広島県発達障害者支援センターが受託して実施)



□②広島県社会福祉協議会が実施する研修

□③経営管理研修

□④その他（ ）

(6) その他のスキルアップのために取り組んでいること
※該当するもの全ての□にレ点又は■を記入してください。

- ①図書の整備 ②研修用DVDの視聴 ③その他()

(7) その他、スキルアップのために必要と思われることについて、自由に記載してください。

13. 利用児童の将来に向けて、貴事業所で行っていること。 ※該当するもの全ての□にレ点又は■を記入してください。

- ①地域との繋がりを作る ②保護者同士のサークル等、自主的な活動のサポート
③障害や福祉に関する学習会、講演会等の企画運営
④その他（ ）

14. 職員の能力向上への動機付けや質の高い支援のための環境整備について [複数回答可。]

①研修計画を策定している

- (ア) 長期的な視点の研修計画を策定している。
- (イ) 職員のレベルに応じた研修計画を策定している。
- (ウ) 研修の目的を明確にしている。
- (エ) 事業所内で、P D C Aにより、研修計画を評価・見直しする仕組みがある。

②事業の目的、運営方針の見直しやタイムテーブルや活動プログラムの立案等に当たって、職員が積極的に関与してチームで行い、現場から自発的に質を向上させる提案を吸い上げ、反映させている。

③職員に対して、事業の目的及び運営方針を始めとした運営規程の内容を様々な機会を通じて、繰り返し徹底を図っている。

④事業所としての業務改善の目標設定とその振り返りを行い、広く職員が参画して、複数のサイクル(年間のほか月間等)で、P D C A サイクルにより、不斷に業務改善を進めている。

⑤支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化を図っている。

⑥支援終了後には、職員間で必ず打合せ(ミーティング)をし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している

⑦児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている。

⑧仕事と家庭が両立できるよう、職員間で援助できる関係作り等の働きやすい職場づくりに努めている。

⑨その他 ()

15. 事業所を運営していく上で、困っていることを3つまで、選択してください。また、当てはまる理由や内容について、該当するものを選択してください。

①個別支援計画の実行が難しい。

- (ア) 障害特性や発達等の基礎知識が足りない。
- (イ) 情報や課題の整理ができない。
- (ウ) 人材が足りない。
- (エ) 時間内で個別支援計画の作成ができない。

②活動内容が、子どもの実態にあっていない。

- (ア) 様々な状態の子どもがいる。
- (イ) 支援技術が不足している。
- (ウ) 特化した活動を行っている。

③学校や家庭からトラブルがあった時の情報提供がない。

④子どもというよりは、保護者の要求に応えざるを得ない。

- (ア) 運営上仕方ない。
- (イ) レスパイトを目的として
- (ウ) 緊急措置として

⑤学校での活動内容や子どもの様子がわからない。

- (ア) 保護者や学校と連携が取れない。
- (イ) 情報共有のやり方がわからない。
- (ウ) その他 ()

⑥保護者との信頼関係が作れない。

⑦職員の入れ替わりが多い。

- (ア) 人材育成システムが機能しない。
- (イ) 給料が安い。
- (ウ) モチベーション向上に苦労している。
- (エ) その他 ()

⑧他機関（医療）や他事業所（相談支援事業所等）との連携が難しい。

- (ア) やり方がわからない。
- (イ) 職員が、事業所から出て行けない。
- (ウ) 連携先が、わからない。

16. その他、障害児通所支援事業の質の向上について、課題と感じていることがあれば、記入してください。

※以下は、児童発達支援センターを運営している事業所のみ記入してください。

児童発達支援センター名 []

V 児童発達支援センターの地域支援について [複数回答可]

1. 地域の障害児通所支援事業所を対象とした研修の有無について

- ①地域の障害児通所支援事業所も参加できる児童関係事業者向け研修を実施している。
⇒ [研修に関する既存資料がある場合は、添付してください。]

(1) 研修の実施状況について

- (ア) 年1～2回程度 (イ) 年3～5回程度 (ウ) 年6～10回程度
 (エ) 年12回以上

(2) 研修の内容について

- (ア) 各種療育研修 (イ) その他 ()

②保護者向けの研修を実施している。

③地域の児童関係事業者向けの研修は、実施していない。

④その他 ()

2. 地域の放課後等デイサービス事業所等の障害児通所支援事業所に対して、障害種別や障害特性の理解、障害種別や障害特性に応じた活動や支援方法に関する助言の実施状況について

- ①地域の障害児通所支援事業所に対して、助言を求められ、相談に乗っている。
②地域の障害児通所支援事業所から助言を求められるが、相談に乗ることが難しい。
③障害児通所支援事業所から助言を求められていない。
④その他 ()

3. 地域の放課後等デイサービス事業所等の障害児通所支援事業所に対する支援等について、課題と感じていることがあれば、記入してください。



◆アンケートに、御協力いただき、ありがとうございました。

療育部会の開催状況・委員について

1 開催日程

平成 28 年 9 月 6 日 (火)

平成 29 年 2 月 15 日 (水)

平成 29 年 9 月 15 日 (金)

2 検討事項

障害児通所支援事業の質の向上について

3 療育部会委員

	氏名	所属
部会長	米川 晃	広島県障害児（者）地域療育等支援事業連絡協議会 会長
委員	宇都宮 千賀子 平成 29 年度は 昼田 しのぶ	広島県西部こども家庭センター判定指導課 課長
委員	大上 政寿	広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 課長
委員	織田 真澄	広島県重症心身障害児（者）を守る会 在宅部会長
委員	小野塚 剛	特定非営利活動法人広島自閉症協会 理事長
委員	小池 英樹 平成 29 年度は 岩崎 和浩	広島県健康福祉局障害者支援課 課長
委員	河野 政樹	広島県立障害者療育支援センター わかば療育園園長
委員	志村 司	広島県立障害者リハビリテーションセンター 若草園園長
委員	西村 浩二	広島県発達障害者支援センター センター長
委員	濱本 千春	広島県訪問看護ステーション協議会 研修委員
委員	福原 里恵	県立広島病院 新生児科 主任部長
委員	藤井 英子	障害のある子どもの放課後保障広島県ネットワーク 事務局長
委員	山下 瞳子 平成 29 年度は 西岡 律子	広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育課 課長
委員	淀川 良夫	社会福祉法人ともえ会 子鹿医療療育センター 施設長

(敬称略)